

新旧対照表

【別紙】

新	旧																								
<p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づく次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び子ども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、次世代育成支援対策推進法第 11 条第 1 項に規定する交付金に関する内閣府令（平成 17 年厚生労働省令第 79 号）第 1 条第 2 項に規定する施設（以下「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」という。）の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この交付金は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が策定する都道府県整備計画、市町村整備計画又は防犯対策強化整備計画（以下「整備計画」という。）に基づいて実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業に交付する。</p> <p>(定義)</p> <p>4 本交付要綱において「児童福祉施設等」、「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。</p> <p>(1) 児童福祉施設等</p>	<p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づく次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び子ども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、次世代育成支援対策推進法第 11 条第 1 項に規定する交付金に関する内閣府令（平成 17 年厚生労働省令第 79 号）第 1 条第 2 項に規定する施設（以下「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」という。）の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この交付金は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が策定する都道府県整備計画、市町村整備計画又は防犯対策強化整備計画（以下「整備計画」という。）に基づいて実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業に交付する。</p> <p>(定義)</p> <p>4 本交付要綱において「児童福祉施設等」、「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。</p> <p>(1) 児童福祉施設等</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">大 分 類</th> <th style="width: 20%;">中 分 類</th> <th style="width: 40%;">小 分 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）<u>（以下「児童福祉法」という。）</u>第 7 条に基づく児童福祉施設（児童厚生施設については、平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第 2 から第 4 に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C 型児童館」を除く。）とし、<u>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）第 2 条による改正後の児童福</u></td> <td>児童福祉施設</td> <td>助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター <u>里親支援センター</u></td> <td>第一種助産施設 第二種助産施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一時保護施設</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	(1)児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） <u>（以下「児童福祉法」という。）</u> 第 7 条に基づく児童福祉施設（児童厚生施設については、平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第 2 から第 4 に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C 型児童館」を除く。）とし、 <u>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）第 2 条による改正後の児童福</u>	児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター <u>里親支援センター</u>	第一種助産施設 第二種助産施設		一時保護施設			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">大 分 類</th> <th style="width: 20%;">中 分 類</th> <th style="width: 40%;">小 分 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に基づく児童福祉施設（児童厚生施設については、平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第 2 から第 4 に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C 型児童館」を除く。）<u>とする。</u>）、<u>同法</u>第 12 条の 4 に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第 35 条第 10 項に基づく職員養成</td> <td>児童福祉施設</td> <td>助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター</td> <td>第一種助産施設 第二種助産施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一時保護施設</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	(1)児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に基づく児童福祉施設（児童厚生施設については、平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第 2 から第 4 に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C 型児童館」を除く。） <u>とする。</u> ）、 <u>同法</u> 第 12 条の 4 に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第 35 条第 10 項に基づく職員養成	児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター	第一種助産施設 第二種助産施設		一時保護施設		
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類																						
(1)児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） <u>（以下「児童福祉法」という。）</u> 第 7 条に基づく児童福祉施設（児童厚生施設については、平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第 2 から第 4 に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C 型児童館」を除く。）とし、 <u>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）第 2 条による改正後の児童福</u>	児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター <u>里親支援センター</u>	第一種助産施設 第二種助産施設																						
	一時保護施設																								
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類																						
(1)児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に基づく児童福祉施設（児童厚生施設については、平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第 2 から第 4 に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C 型児童館」を除く。） <u>とする。</u> ）、 <u>同法</u> 第 12 条の 4 に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第 35 条第 10 項に基づく職員養成	児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター	第一種助産施設 第二種助産施設																						
	一時保護施設																								

新					旧				
<p>祉法（以下「改正児童福祉法」という。）第44条の3第1項に基づく里親支援センターを含む。）、児童福祉法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、<u>同条の3第3項に基づく子育て短期支援事業所</u>、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業所、同条第7項に基づく一時預かり事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、<u>改正児童福祉法第6条の3第16項に基づく社会的養護自立支援拠点事業所</u>、<u>同条第18項に基づく妊産婦等生活援助事業所</u>、<u>同条第20項に基づく児童育成支援拠点事業所</u>、<u>同法第10条の2第1項に基づくこども家庭センター</u>、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づく利用者支援事業所、母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2に基づく産後ケア事業を行う施設、平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設及び平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」に基づく拠点</p>	<p>職員養成施設</p> <p>児童自立生活援助事業所</p> <p><u>子育て短期支援事業所</u></p> <p>地域子育て支援拠点事業所</p> <p>一時預かり事業所</p> <p>小規模住居型児童養育事業所</p> <p><u>社会的養護自立支援拠点事業所</u></p> <p><u>妊産婦等生活援助事業所</u></p> <p><u>児童育成支援拠点事業所</u></p> <p><u>こども家庭センター</u></p> <p>利用者支援事業所</p> <p>産後ケア事業を行う施設</p> <p>子育て支援のための</p>				<p>施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業所、同条第7項に基づく一時預かり事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づく利用者支援事業所、母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2に基づく産後ケア事業を行う施設、平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設及び平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」に基づく拠点</p>	<p>職員養成施設</p> <p>児童自立生活援助事業所</p> <p>地域子育て支援拠点事業所</p> <p>一時預かり事業所</p> <p>小規模住居型児童養育事業所</p> <p>利用者支援事業所</p> <p>産後ケア事業を行う施設</p> <p>子育て支援のための</p>			

新				旧			
(2) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	拠点施設			(2) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	拠点施設		
	市区町村子ども家庭総合支援拠点 その他施設				市区町村子ども家庭総合支援拠点 その他施設		

(注1) 本交付要綱において、地域子育て支援拠点事業所とは、平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」（以下「地域子育て支援拠点事業実施要綱」という。）に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所をいう。なお、開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所については、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の4の(2)の④に定める「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」を行う場合、又は4の(3)の④に定める「地域の子育て力を高める取組」を行う場合を対象とする。

(注2) 本交付要綱において、一時預かり事業については、子ども・子育て支援法第27条に規定する特定教育・保育施設、同法第29条に規定する特定地域型保育事業、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企業主導型保育事業と一体的に事業を行う場合以外で行う場合を対象とする。

(2) 障害児施設等

区分	大分類	中分類	小分類
(1) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う事業所、同条第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所、同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに同法第7条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所		
	居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所		
	児童福祉施設	障害児入所施設	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設
		児童発達支援センター	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター

(注1) 本交付要綱において、地域子育て支援拠点事業所とは、平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」（以下「地域子育て支援拠点事業実施要綱」という。）に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所をいう。なお、開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所については、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の4の(2)の④に定める「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」を行う場合、又は4の(3)の④に定める「地域の子育て力を高める取組」を行う場合を対象とする。

(注2) 本交付要綱において、一時預かり事業については、子ども・子育て支援法第27条に規定する特定教育・保育施設、同法第29条に規定する特定地域型保育事業、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企業主導型保育事業と一体的に事業を行う場合以外で行う場合を対象とする。

(2) 障害児施設等

区分	大分類	中分類	小分類
(1) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う事業所、同条第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所、同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに同法第7条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所		
	居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所		
	児童福祉施設	障害児入所施設	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設
		児童発達支援センター	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター

新			
			ンター
(2)上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

旧			
			ンター
(2)上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
改造	増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。
拡張	拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
改造	増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。
拡張	拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。

新			旧		
整備	<p>スプリンクラー設備等整備</p> <p>老朽民間児童福祉施設整備</p> <p>児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備</p> <p>防犯対策強化に係る整備</p> <p>応急仮設施設整備</p> <p>避難スペース整備</p>	<p>令和5年8月22日こ成事第422号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日こ成事第431号子ども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。</p> <p>令和5年8月22日こ成事第440号子ども家庭庁成育局長通知「児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備の特例的な取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>令和5年8月22日こ成事第429号子ども家庭庁成育局長通知「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。</p> <p>令和5年8月22日こ成事第428号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>令和5年8月22日こ成事第427号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。</p>	<p>整備</p> <p>スプリンクラー設備等整備</p> <p>老朽民間児童福祉施設整備</p> <p>児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備</p> <p>防犯対策強化に係る整備</p> <p>応急仮設施設整備</p> <p>避難スペース整備</p>	<p>令和5年8月22日こ成事第422号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日こ成事第431号子ども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。</p> <p>令和5年8月22日こ成事第440号子ども家庭庁成育局長通知「児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備の特例的な取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>令和5年8月22日こ成事第429号子ども家庭庁成育局長通知「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。</p> <p>令和5年8月22日こ成事第428号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>令和5年8月22日こ成事第427号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。</p>	

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業（(4)に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設（障害児施設等を除く。）	児童福祉法第35条第2項又は第3項 <u>改正児童福祉法第44条の3第1項（里親支援センター）</u>	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市（特別区を含む。）

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業（(4)に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設（障害児施設等を除く。）	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市（特別区を含む。）

新			旧		
ウ 職員養成施設	児童福祉法第 35 条第 10 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村	ウ 職員養成施設	児童福祉法第 35 条第 10 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
エ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村	エ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
<u>オ 子育て短期支援事業所</u>	<u>児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項</u>	<u>指定都市、中核市若しくは市町村</u>			
カ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項	指定都市、中核市若しくは市町村	カ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項	指定都市、中核市若しくは市町村
キ 一時預かり事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項	指定都市、中核市若しくは市町村	キ 一時預かり事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項	指定都市、中核市若しくは市町村
ク 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村	キ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
<u>ケ 社会的養護自立支援拠点事業所</u>	<u>改正児童福祉法第 6 条の 3 第 16 項</u>	<u>都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村</u>			
<u>コ 妊産婦等生活援助事業所</u>	<u>改正児童福祉法第 6 条の 3 第 18 項</u>	<u>都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村</u>			
<u>ク 児童育成支援拠点事業所</u>	<u>改正児童福祉法第 6 条の 3 第 20 項</u>	<u>指定都市、中核市若しくは市町村</u>			
<u>シ こども家庭センター</u>	<u>改正児童福祉法第 10 条の 2</u>	<u>指定都市、中核市若しくは市町村</u>			
ス 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号	指定都市、中核市若しくは市町村	ク 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号	指定都市、中核市若しくは市町村
セ 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第 17 条の 2	指定都市、中核市若しくは市町村	ク 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第 17 条の 2	指定都市、中核市若しくは市町村
ソ 子育て支援のための拠点施設	平成 11 年 1 月 7 日児発第 14 号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市、中核市若しくは市町村	コ 子育て支援のための拠点施設	平成 11 年 1 月 7 日児発第 14 号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市、中核市若しくは市町村
タ 市区町村子ども家庭総合支援拠点	平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 49 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等につ	指定都市、中核市、市町村	サ 市区町村子ども家庭総合支援拠点	平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 49 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等につ	指定都市、中核市、市町村

新		
	いて」	
(2)その他施設	別途子ども家庭庁長官が定める基準等	都道府県、指定都市、中核市、市町村

- (2) (1)の表①欄に定める施設について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を③欄に定める地方公共団体が買収する事業（以下「PFI事業」という。）。
- (3) 令和5年8月22日こ成事第437号子ども家庭庁成育局長通知「余裕教室を活用した児童福祉施設等への改築整備の促進について」により指定都市、中核市及び市町村が行う学校等の余裕教室の改築等に要する施設整備事業。
- (4) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。）	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市（特別区を含む。）

- (5) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市若しくは中核市（障害児入所施設及び児童発達支援センターにかかる整備は児童相談所設置市に限る。）が行う補助事業（（8）に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 障害児入所施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
イ 児童発達支援センター	児童福祉法第35条第4項	児童福祉法第34条の3第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団
ウ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問	児童福祉法第34条の3第2項	

旧		
	いて」	
(2)その他施設	別途子ども家庭庁長官が定める基準等	都道府県、指定都市、中核市、市町村

- (2) (1)の表①欄に定める施設について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を③欄に定める地方公共団体が買収する事業（以下「PFI事業」という。）。
- (3) 令和5年8月22日こ成事第437号子ども家庭庁成育局長通知「余裕教室を活用した児童福祉施設等への改築整備の促進について」により指定都市、中核市及び市町村が行う学校等の余裕教室の改築等に要する施設整備事業。
- (4) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。）	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市（特別区を含む。）

- (5) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市若しくは中核市（障害児入所施設及び児童発達支援センターにかかる整備は児童相談所設置市に限る。）が行う補助事業（（8）に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 障害児入所施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
イ 児童発達支援センター	児童福祉法第35条第4項	児童福祉法第34条の3第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団
ウ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問	児童福祉法第34条の3第2項	

新			旧		
型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所		法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等)	型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所		法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等)
<p>(6) 次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（（7）に掲げる耐震化等整備事業を除く。）</p>			<p>(6) 次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（（7）に掲げる耐震化等整備事業を除く。）</p>		
①施設の種類の	②設置根拠等	③設置主体	①施設の種類の	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（障害児施設等を除く。） イ 児童自立生活援助事業所 <u>ウ 子育て短期支援事業所</u> エ 地域子育て支援拠点事業所 オ 一時預かり事業所 カ 小規模住居型児童養育事業所 キ 利用者支援事業所 <u>ク 社会的養護自立支援拠点事業所</u> <u>ケ 妊産婦等生活援助事業所</u> <u>コ 児童育成支援拠点事業所</u> ク 産後ケア事業を行う施設	児童福祉法第35条第4項 改正児童福祉法第44条の3第1項（里親支援センター） 児童福祉法第6条の3第1項 <u>児童福祉法第6条の3第3項</u> 児童福祉法第6条の3第6項 児童福祉法第6条の3第7項 児童福祉法第6条の3第8項 子ども・子育て支援法第59条第1号 <u>改正児童福祉法第6条の3第16項</u> <u>改正児童福祉法第6条の3第18項</u> <u>改正児童福祉法第6条の3第20項</u> 母子保健法第17条の2	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）、公益社団法人、公益財団法人又は都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人（児童福祉施設を除く）	(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（障害児施設等を除く。） イ 児童自立生活援助事業所 <u>ウ 地域子育て支援拠点事業所</u> <u>エ 一時預かり事業所</u> <u>オ 小規模住居型児童養育事業所</u> <u>カ 利用者支援事業所</u> <u>キ 産後ケア事業を行う施設</u>	児童福祉法第35条第4項 児童福祉法第6条の3第1項 児童福祉法第6条の3第6項 児童福祉法第6条の3第7項 児童福祉法第6条の3第8項 子ども・子育て支援法第59条第1号 母子保健法第17条の2	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）、公益社団法人、公益財団法人又は都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人（児童福祉施設を除く）
(2)その他施設	別途子ども家庭庁長官が定める基準等	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	(2)その他施設	別途子ども家庭庁長官が定める基準等	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
<p>(注) 「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第6条の3第8項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、<u>子育て短期支援事業所にあつては同法第6条の3第3項</u>、地域子育て支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第6項、一時預かり事業所にあつては同法第6条の3第7項、<u>社会的養護自立支援拠点事業所にあつては改正児童福祉法第6条の3第16項</u>、<u>妊産婦等生活援助事業所にあつては同法第6条の3第18項</u>、<u>児童育成支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第20項</u>、利用者支援事業所にあつては子ども・子育て支援法第59条第1号、母子保健法第17条の2に基づき事業を実施する市町村が認めた法人をいう。</p>			<p>(注) 「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第6条の3第8項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、<u>地域子育て支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第6項</u>、一時預かり事業所にあつては同法第6条の3第7項、利用者支援事業所にあつては子ども・子育て支援法第59条第1号、母子保健法第17条の2に基づき事業を実施する市町村が認めた法人をいう。</p>		

新

(7) 次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。）	児童福祉法第 35 条第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(8) 次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市が行う補助事業

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）	児童福祉法第 35 条第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(交付金の対象除外)

7 交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。
ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 以下の i～iii の要件をいずれも満たし、『「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』（令和 3 年 2 月 4 日付け子家発 0204 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた乳児院若しくは児童養護施設に係る整備事業
 - i 概ね 10 年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）を策定していること。

旧

(7) 次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。）	児童福祉法第 35 条第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(8) 次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市が行う補助事業

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）	児童福祉法第 35 条第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(交付金の対象除外)

7 交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。
ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 以下の i～iii の要件をいずれも満たし、『「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』（令和 3 年 2 月 4 日付け子家発 0204 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた乳児院若しくは児童養護施設に係る整備事業
 - i 概ね 10 年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）を策定していること。

新	旧
<p>ii 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。</p> <p>※ 乳児院にあつては、「ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位の整備を含む整備計画であること」</p> <p>iii 概ね10年程度でケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。</p> <p>ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p> <p>(2) 産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業</p> <p>ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比</p>	<p>ii 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。</p> <p>※ 乳児院にあつては、「ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位の整備を含む整備計画であること」</p> <p>iii 概ね10年程度でケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。</p> <p>ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p> <p>(2) 産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業</p> <p>ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比</p>

新	旧
<p>較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p> <p>(3) <u>令和5年12月19日こ成事第568号子ども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備事業</u></p> <p><u>ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。</u></p> <p><u>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</u></p> <p><u>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</u></p> <p><u>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</u></p> <p><u>イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。</u></p> <p><u>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</u></p> <p><u>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</u></p> <p><u>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</u></p> <p><u>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</u></p> <p>(4) (1) ~ (3) 以外の場合</p> <p>ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。</p>	<p>較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p> <p>(3) (1) <u>及び</u> (2) 以外の場合</p> <p>ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。</p>

新	旧
<p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1-4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p> <p>(国の財政上の特別措置)</p> <p>9 次の表の第 1 欄に定める区分ごとに、第 2 欄に定める対象施設の種類の掲げられている施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。</p> <p>ただし、対象施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、別表 2 「交付基礎点数表」により算出された点数に対して、0.08 を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。</p> <p>(1) 次の表の①欄に掲げる「助産施設」「乳児院」「母子生活支援施設」及び「障害児入所施設」の整備事業</p> <p>ア 6 の（1）から（4）の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1-4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>イ 6 の（5）から（8）の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1-4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p>	<p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1-4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p> <p>(国の財政上の特別措置)</p> <p>9 次の表の第 1 欄に定める区分ごとに、第 2 欄に定める対象施設の種類の掲げられている施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。</p> <p>ただし、対象施設 <u>（児童厚生施設を除く。）</u> が豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、別表 2 「交付基礎点数表」により算出された点数に対して、0.08 を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。</p> <p>(1) 次の表の①欄に掲げる「助産施設」「乳児院」「母子生活支援施設」及び「障害児入所施設」の整備事業</p> <p>ア 6 の（1）から（4）の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1-4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>イ 6 の（5）から（8）の事業に係る交付額を算出する。</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1-4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p>

新	旧
<p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p> <p>(2) 次の表の②及び③欄に掲げる「乳児院」「児童心理治療施設」及び「障害児入所施設」の整備事業 ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。 (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。 (イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。 (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。 (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。 (イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。 (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p> <p>(3) 次の表の④欄に掲げる「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」の整備事業 ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。 (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。 (イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。 (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。 (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p>	<p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p> <p>(2) 次の表の②及び③欄に掲げる「乳児院」「児童心理治療施設」及び「障害児入所施設」の整備事業 ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。 (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。 (イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。 (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。 (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。 (イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。 (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p> <p>(3) 次の表の④欄に掲げる「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」の整備事業 ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。 (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。 (イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。 (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。 (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p>

新	旧																				
<p>(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p>	<p>(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</p>																				
<p>(4) 次の表の⑤欄に掲げる障害児施設等の整備事業</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p>	<p>(4) 次の表の⑤欄に掲げる障害児施設等の整備事業</p> <p>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="270 1031 1018 1094">1 区 分</th> <th data-bbox="1023 1031 1383 1094">2 対象施設の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="270 1098 1018 1255">① 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（以下「沖縄振興計画に基づく事業」という。）</td> <td data-bbox="1023 1098 1383 1255">助産施設 乳児院 母子生活支援施設 障害児入所施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 1260 1018 1518">② 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）（以下「地震対策緊急整備事業計画に基づく事業」という。）</td> <td data-bbox="1023 1260 1383 1518">乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 1522 1018 1738">③ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）（以下「地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業」という。）</td> <td data-bbox="1023 1522 1383 1738">乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 1743 1018 2003">④ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設</td> <td data-bbox="1023 1743 1383 2003">児童福祉施設等（児童家庭支援センター、<u>里親支援センター</u>、職員養成施設、その他施設を除く。） 障害児施設等</td> </tr> </tbody> </table>	1 区 分	2 対象施設の種類	① 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（以下「沖縄振興計画に基づく事業」という。）	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 障害児入所施設	② 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）（以下「地震対策緊急整備事業計画に基づく事業」という。）	乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設	③ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）（以下「地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業」という。）	乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設	④ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設	児童福祉施設等（児童家庭支援センター、 <u>里親支援センター</u> 、職員養成施設、その他施設を除く。） 障害児施設等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1546 1031 2294 1094">1 区 分</th> <th data-bbox="2300 1031 2659 1094">2 対象施設の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1546 1098 2294 1255">⑥ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（以下「沖縄振興計画に基づく事業」という。）</td> <td data-bbox="2300 1098 2659 1255">助産施設 乳児院 母子生活支援施設 障害児入所施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 1260 2294 1518">⑦ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）（以下「地震対策緊急整備事業計画に基づく事業」という。）</td> <td data-bbox="2300 1260 2659 1518">乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 1522 2294 1738">⑧ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）（以下「地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業」という。）</td> <td data-bbox="2300 1522 2659 1738">乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 1743 2294 2003">⑨ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設</td> <td data-bbox="2300 1743 2659 2003">児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く。） 障害児施設等</td> </tr> </tbody> </table>	1 区 分	2 対象施設の種類	⑥ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（以下「沖縄振興計画に基づく事業」という。）	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 障害児入所施設	⑦ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）（以下「地震対策緊急整備事業計画に基づく事業」という。）	乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設	⑧ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）（以下「地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業」という。）	乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設	⑨ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設	児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く。） 障害児施設等
1 区 分	2 対象施設の種類																				
① 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（以下「沖縄振興計画に基づく事業」という。）	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 障害児入所施設																				
② 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）（以下「地震対策緊急整備事業計画に基づく事業」という。）	乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設																				
③ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）（以下「地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業」という。）	乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設																				
④ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設	児童福祉施設等（児童家庭支援センター、 <u>里親支援センター</u> 、職員養成施設、その他施設を除く。） 障害児施設等																				
1 区 分	2 対象施設の種類																				
⑥ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（以下「沖縄振興計画に基づく事業」という。）	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 障害児入所施設																				
⑦ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）（以下「地震対策緊急整備事業計画に基づく事業」という。）	乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設																				
⑧ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）（以下「地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業」という。）	乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設																				
⑨ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設	児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く。） 障害児施設等																				

新		旧	
(以下「津波避難対策緊急事業計画に基づく事業」という。)		(以下「津波避難対策緊急事業計画に基づく事業」という。)	
⑤ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合 (以下「公害防止対策事業」という。)	障 害 児 施 設 等	⑩ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合 (以下「公害防止対策事業」という。)	障 害 児 施 設 等
<p>(交付金の概算払)</p> <p>10 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>11 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 都道府県、指定都市、中核市及び市町村が事業を実施する場合（(2)に掲げる場合を除く。）</p> <p>ア 整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 事業の内容のうち、整備計画に記載された建物等の用途を変更する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。</p> <p>ウ 整備計画に記載された事業を中止、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。</p> <p>エ 整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>カ 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>ク 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。</p> <p>なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。</p> <p>ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の</p>		<p>(交付金の概算払)</p> <p>10 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>11 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 都道府県、指定都市、中核市及び市町村が事業を実施する場合（(2)に掲げる場合を除く。）</p> <p>ア 整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 事業の内容のうち、整備計画に記載された建物等の用途を変更する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。</p> <p>ウ 整備計画に記載された事業を中止、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。</p> <p>エ 整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>カ 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>ク 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。</p> <p>なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。</p> <p>ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の</p>	

新	旧
<p>日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>コ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</p> <p>サ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>シ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>ス この交付金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人JKA若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>（2）都道府県、指定都市、中核市又は市町村が社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が実施する施設整備事業に対して補助する場合</p> <p>ア （1）のア、イ、ウ、エ及びケに掲げる条件</p> <p>イ 都道府県、指定都市、中核市又は市町村は社会福祉法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。</p> <p>（ア）（1）のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ、シ及びスに掲げる条件</p> <p>この場合において、「地方厚生（支）局長」とあるのは「都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長」と、「国庫」とあるのは「都道府県、指定都市、中核市又は市町村」と読み替えるものとする。</p> <p>（イ）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>（ウ）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>（エ）事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙7の様式に準じて速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告しなければならない。</p> <p>なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p>	<p>日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>コ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</p> <p>サ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>シ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>ス この交付金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人JKA若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>（2）都道府県、指定都市、中核市又は市町村が社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が実施する施設整備事業に対して補助する場合</p> <p>ア （1）のア、イ、ウ、エ及びケに掲げる条件</p> <p>イ 都道府県、指定都市、中核市又は市町村は社会福祉法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。</p> <p>（ア）（1）のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ、シ及びスに掲げる条件</p> <p>この場合において、「地方厚生（支）局長」とあるのは「都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長」と、「国庫」とあるのは「都道府県、指定都市、中核市又は市町村」と読み替えるものとする。</p> <p>（イ）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>（ウ）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>（エ）事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙7の様式に準じて速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告しなければならない。</p> <p>なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p>

新	旧
<p>また、補助金に係る仕入税額控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、指定都市、中核市又は市町村に返還しなければならない。</p> <p>ウ イにより付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>エ 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>オ 事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>12 この交付金の交付の申請は、別紙 1 の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに各地方厚生（支）局長に提出するものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>13 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12 に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>14 地方厚生（支）局長は、12 又は 13 による申請書が到達した日から起算して原則として 2 月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。</p> <p>(状況報告)</p> <p>15 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村は、交付金の交付の対象となった施設整備事業に係る工事に着工したときは、別紙 4 の様式により工事に着工した日から 10 日以内に、また、工事進捗状況については別紙 5 の様式により毎年度 12 月末日現在の状況を翌月 15 日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。</p> <p>(実績報告)</p> <p>16 この交付金の事業の実績報告は、別紙 2 の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日（11 の（1）のウ又は（2）のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。</p> <p>なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに、別紙 6 の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。</p> <p>(交付金の返還)</p> <p>17 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>18 特別の事情により 8、12、13、15 及び 16 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あ</p>	<p>また、補助金に係る仕入税額控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、指定都市、中核市又は市町村に返還しなければならない。</p> <p>ウ イにより付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>エ 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>オ 事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>12 この交付金の交付の申請は、別紙 1 の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに各地方厚生（支）局長に提出するものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>13 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12 に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>14 地方厚生（支）局長は、12 又は 13 による申請書が到達した日から起算して原則として 2 月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。</p> <p>(状況報告)</p> <p>15 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村は、交付金の交付の対象となった施設整備事業に係る工事に着工したときは、別紙 4 の様式により工事に着工した日から 10 日以内に、また、工事進捗状況については別紙 5 の様式により毎年度 12 月末日現在の状況を翌月 15 日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。</p> <p>(実績報告)</p> <p>16 この交付金の事業の実績報告は、別紙 2 の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日（11 の（1）のウ又は（2）のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。</p> <p>なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに、別紙 6 の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。</p> <p>(交付金の返還)</p> <p>17 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>18 特別の事情により 8、12、13、15 及び 16 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あ</p>

新	旧
らかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。	らかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

新					旧				
別表1-1 算定基準 (耐震化等整備事業を除く。) 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備					別表1-1 算定基準 (耐震化等整備事業を除く。) 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備				
1区分	2種目	3基準	4対象経費	5負担割合	1区分	2種目	3基準	4対象経費	5負担割合
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (オ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1施設当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表2に掲げる1施設</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認められた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費(PFI事業に限る。)。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p>	別表1-4のとおり	施設整備	本体工事費	<p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (オ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1施設当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表2に掲げる1施設</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認められた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費(PFI事業に限る。)。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p>	別表1-4のとおり

新					旧								
		<p>当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>(ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>(エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>(オ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>ウ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <p>(ア) 別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(ウ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2-1及び2-2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得</p>							<p>当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>(ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>(エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>(オ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>ウ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <p>(ア) 別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(ウ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2-1及び2-2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得</p>				

新					旧					
		<p>たものを基準とする。</p> <p>エ 1 グループケア当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。 (エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。 (オ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>オ 一部改築及び拡張 「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金</p>						<p>たものを基準とする。</p> <p>エ 1 グループケア当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。 (エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。 (オ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>オ 一部改築及び拡張 「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金</p>		

新					旧					
		<p>〈対象施設〉 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設</p> <p>ク 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、 「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（成事第 435 号令和 5 年 8 月 22 日）に定める基準に適合する整備を行うときは、別表 2 に定める交付基礎点数を基準とする。</p> <p>ケ 1 拠点当たり交付基礎点数を採用する場合 別表 2 に掲げる 1 拠点当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>コ 公害防止対策事業として行う場合 別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p>					<p>〈対象施設〉 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設</p> <p>ク 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、 「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（成事第 435 号令和 5 年 8 月 22 日）に定める基準に適合する整備を行うときは、別表 2 に定める交付基礎点数を基準とする。</p> <p>ケ 1 拠点当たり交付基礎点数を採用する場合 別表 2 に掲げる 1 拠点当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>コ 公害防止対策事業として行う場合 別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p>			
	特殊附帯工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費			特殊附帯工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費		
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表 2 に掲げる 1 単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費			解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表 2 に掲げる 1 単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費		

新	旧
<p>(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。</p>	<p>(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。</p>

新					旧				
別表1-2 算定基準 (別表1-1、別表1-3、別表3、別表4及び別表5に掲げる整備以外の事業)					別表1-2 算定基準 (別表1-1、別表1-3、別表3、別表4及び別表5に掲げる整備以外の事業)				
1区分	2種目	3基準	4対象経費	5負担割合	1区分	2種目	3基準	4対象経費	5負担割合
施設整備	本体工事費	<p>大規模修繕等、その他特別な工事費については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額を2,000(児童厚生施設(令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」で定めた整備に該当する場合は除く。以下本表及び次表において同じ。))については3,000)で除して得た点数(以下「実支出額を2,000(児童厚生施設については3,000)で除して得た点数」という。)がこれに満たないときは、実支出額を2,000(児童厚生施設については3,000)で除して得た点数とする。</p> <p>耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次のいずれか低い方の価格を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。</p> <p>(1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</p>	別表1-4のとおり	施設整備	本体工事費	<p>大規模修繕等、その他特別な工事費については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額を2,000(児童厚生施設については3,000)で除して得た点数(以下「実支出額を2,000(児童厚生施設については3,000)で除して得た点数」という。)がこれに満たないときは、実支出額を2,000(児童厚生施設については3,000)で除して得た点数とする。</p> <p>耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次のいずれか低い方の価格を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。</p> <p>(1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</p>	別表1-4のとおり
	スプリンクラー設備等工事費(既存施設)	別表2による「交付基礎点数表」に基づき、算出されたものを基準とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費			スプリンクラー設備等工事費(既存施設)	別表2による「交付基礎点数表」に基づき、算出されたものを基準とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費	

新			旧		
<p>仮施設整備 工事費</p>	<p>大規模修繕等については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数がこれに満たないときは、実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数とする</p> <p>耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次により算出されたものを基準とする。</p> <p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <p>別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <p>別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。</p>	<p>仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	<p>仮施設整備 工事費</p>	<p>大規模修繕等については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数（以下「実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数とする</p> <p>耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次により算出されたものを基準とする。</p> <p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <p>別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <p>別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。</p>	<p>仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

新				旧			
応急仮設施設 整備	次のいずれか低い方の価格を基準に こども家庭庁長官が必要と認めた点 数とする。 (1) 公的機関（都道府県又は市 町村の建築課等）の見積り (2) 工事請負業者の見積り なお、これにより難い特別の 事情があるときは、こども家 庭庁長官が必要と認める点数 とする。	障害児施設等の災害復旧に 必要な賃借料、工事費又は 工事請負費 ただし、次に定める費用は 除く。 (1) 交付要綱7（2） （3）に定める費用 (2) 土地の買収又は整 地に要する費用（災害 による地形地盤の変動 によって生じた地割れ 等の復旧に要する費用 を除く。） (3) 門、囲障、構内の雨 水排水設備及び構内通 路等の外構整備に要す る費用 (4) 災害復旧事業以外 の事業の工事施工中に 生じた災害に係るも の。 (5) 明らかに設計の不 備又は工事施工の粗漏 に起因して生じたもの と認められる災害に係 るもの。 (6) その他災害復旧費 として適当と認められ ない費用 (7) 別の補助金等又は この種目とは別の種目 において別途交付対象 とする費用		応急仮設施設 整備	次のいずれか低い方の価格を基準に こども家庭庁長官が必要と認めた点 数とする。 (2) 公的機関（都道府県又は市 町村の建築課等）の見積り (2) 工事請負業者の見積り なお、これにより難い特別の 事情があるときは、こども家 庭庁長官が必要と認める点数 とする。	障害児施設等の災害復旧に 必要な賃借料、工事費又は 工事請負費 ただし、次に定める費用は 除く。 (1) 交付要綱7（2） （3）に定める費用 (2) 土地の買収又は整 地に要する費用（災害 による地形地盤の変動 によって生じた地割れ 等の復旧に要する費用 を除く。） (3) 門、囲障、構内の 雨水排水設備及び構内 通路等の外構整備に要 する費用 (4) 災害復旧事業以外 の事業の工事施工中に 生じた災害に係るも の。 (5) 明らかに設計の不 備又は工事施工の粗漏 に起因して生じたもの と認められる災害に係 るもの。 (6) その他災害復旧費 として適当と認められ ない費用 (7) 別の補助金等又は この種目とは別の種目 において別途交付対象 とする費用	

新					旧				
別表1-3 算定基準 (防犯対策強化に係る整備)					別表1-3 算定基準 (防犯対策強化に係る整備)				
1区分	2種目	3基準	4対象経費	5負担割合	1区分	2種目	3基準	4対象経費	5負担割合
施設整備	本体工事費	<p>防犯対策強化に係る整備については、次の取り扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれかの低い方の価格を2,000(児童厚生施設については3,000)で除した点数を基準とする。</p> <p>(1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方を見積り</p> <p>※ただし、見積り額について、入所施設は1,000,000円未満、入所施設以外の施設は300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置 次のいずれかの低い方の価格を2,000(児童厚生施設については3,000)で除した点数と900点を比較して、いずれか少ない方の点数を基準とする。</p>	<p>防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	別表1-4 のとおり	施設整備	本体工事費	<p>防犯対策強化に係る整備については、次の取り扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれかの低い方の価格を2,000(児童厚生施設については3,000)で除した点数を基準とする。</p> <p>(1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方を見積り</p> <p>※ただし、見積り額について、入所施設は1,000,000円未満、入所施設以外の施設は300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置 次のいずれかの低い方の価格を2,000(児童厚生施設については3,000)で除した点数と900点を比較して、いずれか少ない方の点数を基準とする。</p>	<p>防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	別表1-4 のとおり

新					旧				
		(1) 公的機関（都道府県 又は市町村の建築課 等）の見積り (2) 工事請負業者2社の 見積りを比較して、 低い方を見積り ※ただし、見積り額につい て、300,000円未満の場合 は本事業の対象としない。					(1) 公的機関（都道府県 又は市町村の建築課 等）の見積り (2) 工事請負業者2社の 見積りを比較して、 低い方を見積り ※ただし、見積り額につい て、300,000円未満の場合 は本事業の対象としない。		

新	旧																																																						
<p>別表 1-4</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市、中核市及び児童相談所設置市を含む。）、市町村、設置主体の負担割合</p> <p>①交付要綱の 8（1）の事業として行う場合</p> <p>1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">国</th> <th style="text-align: center;">都道府県</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">〔 - 〕</td> <td style="text-align: center;">〔 1/3 〕</td> </tr> <tr> <td>都道府県が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">〔 1/3 〕</td> <td style="text-align: center;">〔 - 〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 〔 〕内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。</p> <p>2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">国</th> <th style="text-align: center;">都道府県</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> <th style="text-align: center;">設置主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">〔 - 〕</td> <td style="text-align: center;">〔 1/1 2〕</td> <td style="text-align: center;">〔 1/4 〕</td> </tr> <tr> <td>都道府県が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">〔 1/1 2〕</td> <td style="text-align: center;">〔 - 〕</td> <td style="text-align: center;">〔 1/4 〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 〔 〕内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。</p>	区分	国	都道府県	市町村	市町村が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	〔 - 〕	〔 1/3 〕	都道府県が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	〔 1/3 〕	〔 - 〕	区分	国	都道府県	市町村	設置主体	市町村が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	〔 - 〕	〔 1/1 2〕	〔 1/4 〕	都道府県が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	〔 1/1 2〕	〔 - 〕	〔 1/4 〕	<p>別表 1-4</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市、中核市及び児童相談所設置市を含む。）、市町村、設置主体の負担割合</p> <p>①交付要綱の 8（1）の事業として行う場合</p> <p>1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">国</th> <th style="text-align: center;">都道府県</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">〔 - 〕</td> <td style="text-align: center;">〔 1/3 〕</td> </tr> <tr> <td>都道府県が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">〔 1/3 〕</td> <td style="text-align: center;">〔 - 〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 〔 〕内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。</p> <p>2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">国</th> <th style="text-align: center;">都道府県</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> <th style="text-align: center;">設置主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">〔 - 〕</td> <td style="text-align: center;">〔 1/1 2〕</td> <td style="text-align: center;">〔 1/4 〕</td> </tr> <tr> <td>都道府県が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">〔 1/1 2〕</td> <td style="text-align: center;">〔 - 〕</td> <td style="text-align: center;">〔 1/4 〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 〔 〕内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。</p>	区分	国	都道府県	市町村	市町村が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	〔 - 〕	〔 1/3 〕	都道府県が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	〔 1/3 〕	〔 - 〕	区分	国	都道府県	市町村	設置主体	市町村が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	〔 - 〕	〔 1/1 2〕	〔 1/4 〕	都道府県が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	〔 1/1 2〕	〔 - 〕	〔 1/4 〕
区分	国	都道府県	市町村																																																				
市町村が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	〔 - 〕	〔 1/3 〕																																																				
都道府県が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	〔 1/3 〕	〔 - 〕																																																				
区分	国	都道府県	市町村	設置主体																																																			
市町村が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	〔 - 〕	〔 1/1 2〕	〔 1/4 〕																																																			
都道府県が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	〔 1/1 2〕	〔 - 〕	〔 1/4 〕																																																			
区分	国	都道府県	市町村																																																				
市町村が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	〔 - 〕	〔 1/3 〕																																																				
都道府県が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	〔 1/3 〕	〔 - 〕																																																				
区分	国	都道府県	市町村	設置主体																																																			
市町村が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	〔 - 〕	〔 1/1 2〕	〔 1/4 〕																																																			
都道府県が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2/3	〔 1/1 2〕	〔 - 〕	〔 1/4 〕																																																			

新					旧				
②交付要綱の8(2)の事業として行う場合					②交付要綱の8(2)の事業として行う場合				
1. 施設の設置主体が市町村の場合					1. 施設の設置主体が市町村の場合				
区分	国	都道府県	市町村		区分	国	都道府県	市町村	
市町村が設置する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2/3	{ - }	{ 1/3 }		市町村が設置する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2/3	{ - }	{ 1/3 }	
2. 施設の設置主体が民間(法人等)の場合					2. 施設の設置主体が民間(法人等)の場合				
区分	国	都道府県	市町村	設置主体	区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が設置主体に補助する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2/3	{ - }	{ 1/12 }	{ 1/4 }	市町村が設置主体に補助する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2/3	{ - }	{ 1/12 }	{ 1/4 }
都道府県が設置主体に補助する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2/3	{ 1/12 }	{ - }	{ 1/4 }	都道府県が設置主体に補助する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2/3	{ 1/12 }	{ - }	{ 1/4 }
注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。					注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。				
③交付要綱の8(3)の事業として行う場合					③交付要綱の8(3)の事業として行う場合				
1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合					1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合				
区分	国	都道府県	市町村		区分	国	都道府県	市町村	
児童厚生施設(市町村が設置する場合)	1/2	{ 1/4 }	{ 1/4 }		児童厚生施設(市町村が設置する場合)	1/2	{ 1/4 }	{ 1/4 }	
児童厚生施設(都道府県が設置する場合)	1/2	{ 1/2 }	{ - }		児童厚生施設(都道府県が設置する場合)	1/2	{ 1/2 }	{ - }	
注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。					注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。				
2. 施設の設置主体が民間(法人等)の場合					2. 施設の設置主体が民間(法人等)の場合				
区分	国	都道府県	市町村	設置主体	区分	国	都道府県	市町村	設置主体
児童厚生施設 (市町村が設置主体に補助する場合)	1/2	{ - }	{ 1/4 }	{ 1/4 }	児童厚生施設 (市町村が設置主体に補助する場合)	1/2	{ - }	{ 1/4 }	{ 1/4 }
児童厚生施設 (都道府県が設置主体に補助する場合)	1/2	{ 1/4 }	{ - }	{ 1/4 }	児童厚生施設 (都道府県が設置主体に補助する場合)	1/2	{ 1/4 }	{ - }	{ 1/4 }
注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。					注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。				

新					旧				
④交付要綱の8 (4) の事業として行う場合					③交付要綱の8 (3) の事業として行う場合				
1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合					1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合				
区分	国	都道府県	市町村		区分	国	都道府県	市町村	
児童厚生施設（市町村が設置する場合）	1/3	[1/3]	[1/3]		児童厚生施設（市町村が設置する場合）	1/3	[1/3]	[1/3]	
児童厚生施設（都道府県が設置する場合）	1/3	[2/3]	[-]		児童厚生施設（都道府県が設置する場合）	1/3	[2/3]	[-]	
児童厚生施設以外（市町村が設置する場合）	1/2	[-]	[1/2]		児童厚生施設以外（市町村が設置する場合）	1/2	[-]	[1/2]	
児童厚生施設以外（都道府県が設置する場合）	1/2	[1/2]	[-]		児童厚生施設以外（都道府県が設置する場合）	1/2	[1/2]	[-]	
注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。					注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。				
2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合					2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合				
区分	国	都道府県	市町村	設置主体	区分	国	都道府県	市町村	設置主体
児童厚生施設 （市町村が設置主体に補助する場合）	1/3	[-]	[1/3]	[1/3]	児童厚生施設 （市町村が設置主体に補助する場合）	1/3	[-]	[1/3]	[1/3]
児童厚生施設 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1/3	[1/3]	[-]	[1/3]	児童厚生施設 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1/3	[1/3]	[-]	[1/3]
児童厚生施設以外 （市町村が設置主体に補助する場合）	1/2	[-]	[1/4]	[1/4]	児童厚生施設以外 （市町村が設置主体に補助する場合）	1/2	[-]	[1/4]	[1/4]
障害児施設等 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1/2	1/4	-	1/4	障害児施設等 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1/2	1/4	-	1/4
児童厚生施設及び障害児施設等以外 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1/2	[1/4]	[-]	[1/4]	児童厚生施設及び障害児施設等以外 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1/2	[1/4]	[-]	[1/4]
注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。					注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。				

新					旧				
別表 1-4 交付要綱の9（国の財政上の特別措置）に基づく整備					別表 1-4 交付要綱の9（国の財政上の特別措置）に基づく整備				
①沖縄振興計画に基づく事業として行う場合					①沖縄振興計画に基づく事業として行う場合				
1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合					1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合				
区分	国	都道府県	市町村		区分	国	都道府県	市町村	
市町村が設置する場合 ・乳児院	2/3	{ - }	{ 1/3 }		市町村が設置する場合 ・乳児院	2/3	{ - }	{ 1/3 }	
都道府県が設置する場合 ・乳児院	2/3	{ 1/3 }	{ - }		都道府県が設置する場合 ・乳児院	2/3	{ 1/3 }	{ - }	
市町村が設置する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3/4	{ - }	{ 1/4 }		市町村が設置する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3/4	{ - }	{ 1/4 }	
都道府県が設置する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3/4	{ 1/4 }	{ - }		都道府県が設置する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3/4	{ 1/4 }	{ - }	
注 { } 内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。					注 { } 内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。				
2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合					2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合				
区分	国	都道府県	市町村	設置主体	区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・乳児院	2/3	{ - }	{ 1/12 }	{ 1/4 }	市町村が補助する場合 ・乳児院	2/3	{ - }	{ 1/12 }	{ 1/4 }
都道府県が補助する場合 ・乳児院	2/3	{ 1/12 }	{ - }	{ 1/4 }	都道府県が補助する場合 ・乳児院	2/3	{ 1/12 }	{ - }	{ 1/4 }
都道府県が補助する場合 ・障害児入所施設（主として、知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	2/3	1/6	-	1/6	都道府県が補助する場合 ・障害児入所施設（主として、知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	2/3	1/6	-	1/6
市町村が補助する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3/4	{ - }	{ 1/8 }	{ 1/8 }	市町村が補助する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3/4	{ - }	{ 1/8 }	{ 1/8 }
都道府県が補助する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3/4	{ 1/8 }	{ - }	{ 1/8 }	都道府県が補助する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3/4	{ 1/8 }	{ - }	{ 1/8 }
都道府県が補助する場合 ・障害児入所施設 （主として、重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう）を入所させる施設に限る。）	4/5	1/10	-	1/10	都道府県が補助する場合 ・障害児入所施設 （主として、重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう）を入所させる施設に限る。）	4/5	1/10	-	1/10

新

旧

注〔〕内は国の想定している割合を参考として掲記。
ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

注〔〕内は国の想定している割合を参考として掲記。
ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

② 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合

② 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2/3	{ - }	{ 1/3 }
都道府県が設置する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2/3	{ 1/3 }	{ - }

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2/3	{ - }	{ 1/3 }
都道府県が設置する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2/3	{ 1/3 }	{ - }

注〔〕内は国の想定している割合を参考として掲記。
ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

注〔〕内は国の想定している割合を参考として掲記。
ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2/3	{ - }	{ 1/1 2 }	{ 1/4 }
都道府県が補助する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2/3	{ 1/1 2 }	{ - }	{ 1/4 }
都道府県が補助する場合 ・障害児入所施設	2/3	1/6	-	1/6

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2/3	{ - }	{ 1/1 2 }	{ 1/4 }
都道府県が補助する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2/3	{ 1/1 2 }	{ - }	{ 1/4 }
都道府県が補助する場合 ・障害児入所施設	2/3	1/6	-	1/6

注〔〕内は国の想定している割合を参考として掲記。
ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

注〔〕内は国の想定している割合を参考として掲記。
ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

新				
③ 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合				
1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合				
区分	国	都道府県	市町村	
市町村が設置する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、 <u>里親支援センター</u> 、その他施設を除く）	2/3	{ - }	{ 1/3 }	
都道府県が設置する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、 <u>里親支援センター</u> 、その他施設を除く）	2/3	{ 1/3 }	{ - }	
注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。				
2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合				
区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、 <u>里親支援センター</u> 、職員養成施設、その他施設を除く）	2/3	{ - }	{ 1/12 }	{ 1/4 }
都道府県が補助する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、 <u>里親支援センター</u> 、職員養成施設、その他施設を除く）	2/3	{ 1/12 }	{ - }	{ 1/4 }
都道府県が補助する場合 ・障害児施設等の場合	2/3	1/6	-	1/6
注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。				
④ 公害防止対策事業として行う場合				
区分	国	都道府県	市町村	設置主体
障害児施設等	5.5/10	2.5/10	-	1/5

旧				
③ 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合				
1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合				
区分	国	都道府県	市町村	
市町村が設置する場合 ・児童福祉施設等（児童厚生施設、児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く） <u>※児童厚生施設の場合</u>	2/3	{ - }	{ 1/3 }	
都道府県が設置する場合 ・児童福祉施設等（児童厚生施設、児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く） <u>※児童厚生施設の場合</u>	2/3	{ 1/3 }	{ - }	
注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。				
2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合				
区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・児童福祉施設等（児童厚生施設、児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く） <u>※児童厚生施設の場合</u>	2/3	{ - }	{ 1/12 }	{ 1/4 }
都道府県が補助する場合 ・児童福祉施設等（児童厚生施設、児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く） <u>※児童厚生施設の場合</u>	2/3	{ 1/12 }	{ - }	{ 1/4 }
都道府県が補助する場合 ・障害児施設等の場合	2/3	1/6	-	1/6
注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。				
④ 公害防止対策事業として行う場合				
区分	国	都道府県	市町村	設置主体
障害児施設等	5.5/10	2.5/10	-	1/5

別表 2

■ 交付要綱 8 に掲げる事業（児童福祉施設等）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	7,062
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	3,676
初度設備相当加算	1 人 当 たり	61
個別対応加算Ⅰ	1 人 当 たり	517
個別対応加算Ⅱ	1 人 当 たり	1,034
個別対応加算Ⅲ	1 人 当 たり	1,551
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	19,135
助産施設本体	1 人 当 たり	3,735
初度設備相当加算	1 人 当 たり	411
乳児院本体	1 人 当 たり	2,356
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	61
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	28
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	2,297
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	19,135
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	648
初度設備相当加算	1 人 当 たり	53
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	565
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	813
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	3,676
<u>乳児院本体（交付要綱 8（1）に該当する場合）</u>	<u>1 人 当 たり</u>	<u>3,142</u>
<u>初度設備相当加算（30人以下）</u>	<u>1 人 当 たり</u>	<u>81</u>
<u>初度設備相当加算（30人を超える部分）</u>	<u>1 人 当 たり</u>	<u>37</u>
<u>小規模グループケア整備加算</u>	<u>1 グループケア 当 たり</u>	<u>3,063</u>
<u>心理療法室整備加算</u>	<u>1 施 設 当 たり</u>	<u>25,513</u>
<u>子育て短期支援事業のための居室等 整備加算</u>	<u>1 人 当 たり</u>	<u>864</u>
<u>初度設備相当加算</u>	<u>1 人 当 たり</u>	<u>70</u>
<u>年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算</u>	<u>1 人 当 たり</u>	<u>754</u>
<u>病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合</u>	<u>1 人 当 たり</u>	<u>1,084</u>
<u>親子生活訓練室整備加算</u>	<u>1 世 帯 当 たり</u>	<u>4,901</u>

別表 2

■ 交付要綱 8（3）に掲げる事業（児童福祉施設等）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	7,062
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	3,676
初度設備相当加算	1 人 当 たり	61
個別対応加算Ⅰ	1 人 当 たり	517
個別対応加算Ⅱ	1 人 当 たり	1,034
個別対応加算Ⅲ	1 人 当 たり	1,551
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	19,135
助産施設本体	1 人 当 たり	3,735
初度設備相当加算	1 人 当 たり	411
乳児院本体	1 人 当 たり	2,356
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	61
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	28
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	2,297
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	19,135
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	648
初度設備相当加算	1 人 当 たり	53
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	565
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	813
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	3,676

母子生活支援施設本体	1世帯当たり	8,530
初度設備相当加算	1世帯当たり	61
心理療法室整備加算	1施設当たり	19,135
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	4,689
初度設備相当加算	1世帯当たり	53
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	813
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,166
初度設備相当加算	1人当たり	16
	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	15,666
初度設備相当加算	1施設当たり	1,239
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,320
<u>小型児童館(交付要綱8(3)に該当する場合) (217.6㎡以上)</u>	<u>1施設当たり</u>	<u>23,499</u>
<u>初度設備相当加算</u>	<u>1施設当たり</u>	<u>1,859</u>
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	11,999
初度設備相当加算	1施設当たり	1,239
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,320
<u>小型児童館(交付要綱8(3)に該当する場合) (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)</u>	<u>1施設当たり</u>	<u>17,999</u>
<u>初度設備相当加算</u>	<u>1施設当たり</u>	<u>1,859</u>
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	23,600
初度設備相当加算	1施設当たり	1,239
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,320
<u>児童センター(交付要綱8(3)に該当する場合) (336.6㎡以上)</u>	<u>1施設当たり</u>	<u>35,401</u>
<u>初度設備相当加算</u>	<u>1施設当たり</u>	<u>1,859</u>
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	31,488
初度設備相当加算	1施設当たり	2,243
移動型児童館用車両	1施設当たり	1,851
<u>大型児童センター(交付要綱8(3)に該当する場合) (500㎡以上)</u>	<u>1施設当たり</u>	<u>47,232</u>
<u>初度設備相当加算</u>	<u>1施設当たり</u>	<u>3,365</u>
<u>移動型児童館用車両</u>	<u>1施設当たり</u>	<u>2,776</u>

母子生活支援施設本体	1世帯当たり	8,530
初度設備相当加算	1世帯当たり	61
心理療法室整備加算	1施設当たり	19,135
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	4,689
初度設備相当加算	1世帯当たり	53
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	813
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,166
初度設備相当加算	1人当たり	16
	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	15,666
初度設備相当加算	1施設当たり	1,239
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,320
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	11,999
初度設備相当加算	1施設当たり	1,239
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,320
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	23,600
初度設備相当加算	1施設当たり	1,239
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,320
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	31,488
初度設備相当加算	1施設当たり	2,243
移動型児童館用車両	1施設当たり	1,851

児童養護施設本体	1人当たり	3,605
初度設備相当加算	1人当たり	61
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,596
心理療法室整備加算	1施設当たり	19,135
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,319
初度設備相当加算	1人当たり	53
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	813
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	212
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,676
<u>児童養護施設本体（交付要綱8（1）に該当する場合）</u>	<u>1人当たり</u>	<u>4,807</u>
<u>初度設備相当加算</u>	<u>1人当たり</u>	<u>81</u>
<u>小規模グループケア整備加算</u>	<u>1グループケア当たり</u>	<u>7,462</u>
<u>心理療法室整備加算</u>	<u>1施設当たり</u>	<u>25,513</u>
<u>子育て短期支援事業のための居室等整備加算</u>	<u>1人当たり</u>	<u>1,759</u>
<u>初度設備相当加算</u>	<u>1人当たり</u>	<u>70</u>
<u>病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合</u>	<u>1人当たり</u>	<u>1,084</u>
<u>乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合</u>	<u>1人当たり</u>	<u>282</u>
<u>親子生活訓練室整備加算</u>	<u>1世帯当たり</u>	<u>4,901</u>
児童心理治療施設本体	1人当たり	4,265
初度設備相当加算	1人当たり	61
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,172
心理療法室整備加算	1施設当たり	29,409
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,676
通所部門整備加算	1人当たり	1,779
初度設備相当加算	1人当たり	50
	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	5,066
初度設備相当加算	1人当たり	61
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,962
心理療法室整備加算	1施設当たり	19,135
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,676
通所部門整備加算	1人当たり	1,779
初度設備相当加算	1人当たり	50

児童養護施設本体	1人当たり	3,605
初度設備相当加算	1人当たり	61
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,596
心理療法室整備加算	1施設当たり	19,135
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,319
初度設備相当加算	1人当たり	53
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	813
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	212
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,676

児童心理治療施設本体	1人当たり	4,265
初度設備相当加算	1人当たり	61
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,172
心理療法室整備加算	1施設当たり	29,409
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,676
通所部門整備加算	1人当たり	1,779
初度設備相当加算	1人当たり	50
	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	5,066
初度設備相当加算	1人当たり	61
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,962
心理療法室整備加算	1施設当たり	19,135
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,676
通所部門整備加算	1人当たり	1,779
初度設備相当加算	1人当たり	50

新

児童家庭支援センター本体	1 施設当たり	11,617
<u>里親支援センター本体</u>	<u>1 施設当たり</u>	<u>11,617</u>
職員養成施設本体	1 人当たり	1,979
初度設備相当加算	1 人当たり	61
小規模住居型児童養育事業所	1 人当たり	5,125
初度設備相当加算	1 人当たり	61
児童自立生活援助事業所	1 人当たり	4,677
初度設備相当加算	1 人当たり	61
子育て支援のための拠点施設本体	1 施設当たり	9,496
地域子育て支援拠点事業所	1 施設当たり	9,496
一時預かり事業所	1 施設当たり	9,496
<u>子育て短期支援事業所</u>	<u>1 人当たり</u>	<u>5,125</u>
初度設備相当加算	1 人当たり	61
<u>社会的養護自立支援拠点事業所</u>	<u>1 施設当たり</u>	<u>9,496</u>
初度設備相当加算	1 世帯当たり	53
居室等整備加算	1 世帯当たり	4,689
<u>妊産婦等生活援助事業所</u>	<u>1 施設当たり</u>	<u>9,496</u>
初度設備相当加算	1 世帯当たり	53
居室等整備加算	1 世帯当たり	4,689
<u>児童育成支援拠点事業所</u>	<u>1 施設当たり</u>	<u>9,496</u>
<u>こども家庭センター</u>	<u>1 施設当たり</u>	<u>9,496</u>
利用者支援事業所	1 施設当たり	9,496
産後ケア事業を行う施設	1 施設当たり	11,617
<u>産後ケア事業を行う施設</u> (創設、増築、増改築整備事業を行う場合)	<u>1 施設当たり</u>	<u>14,382</u>
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1 拠点当たり	9,496

旧

児童家庭支援センター本体	1 施設当たり	11,617
職員養成施設本体	1 人当たり	1,979
初度設備相当加算	1 人当たり	61
小規模住居型児童養育事業所	1 人当たり	5,125
初度設備相当加算	1 人当たり	61
児童自立生活援助事業所	1 人当たり	4,677
初度設備相当加算	1 人当たり	61
子育て支援のための拠点施設本体	1 施設当たり	9,496
地域子育て支援拠点事業所	1 施設当たり	9,496
一時預かり事業所	1 施設当たり	9,496
利用者支援事業所	1 施設当たり	9,496
産後ケア事業を行う施設	1 施設当たり	11,617
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1 拠点当たり	9,496

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合 (児童厚生施設を除く。) は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1 (児童厚生施設については3分の1) 以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1 (児童厚生施設(令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁長官通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」により整備を行う場合は除く。) については3分の1) 以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。

■交付要綱8 (4) に掲げる事業（障害児施設等）

(1施設あたり)

事業（施設）の種類		交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部 72,751 標準 69,287	
		21人 ～ 40人	都市部 146,106 標準 139,148	
		41人 ～ 60人	都市部 243,585 標準 231,986	
		61人 ～ 80人	都市部 342,798 標準 326,475	
		81人 ～ 100人	都市部 441,107 標準 420,102	
		101人 ～ 120人	都市部 539,265 標準 513,585	
		121人以上	都市部 637,498 標準 607,141	
		訓練事業等整備加算	都市部 30,835 標準 29,366	
	大規模訓練設備等整備加算	都市部 101,550 標準 96,715		
	短期入所整備加算	都市部 8,368 標準 7,970		
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 9,725 標準 9,262		
	障害児相談支援整備加算	都市部 6,951 標準 6,620		
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 4,629 標準 4,409		
	小規模グループケア整備加算	都市部 14,927 標準 14,216		
	避難スペース整備加算	都市部 26,839 標準 25,561		
	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部 40,032 標準 38,126
			21人 ～ 40人	都市部 80,592 標準 76,754
			41人 ～ 60人	都市部 134,571 標準 128,163
			61人 ～ 80人	都市部 189,078 標準 180,074
			81人 ～ 100人	都市部 243,585 標準 231,986
101人 ～ 120人			都市部 297,414 標準 283,251	
121人以上			都市部 352,071 標準 335,306	
訓練事業等整備加算			都市部 30,835 標準 29,366	
大規模訓練設備等整備加算		都市部 101,550 標準 96,715		
短期入所整備加算		都市部 8,368 標準 7,970		
発達障害者支援センター整備加算		都市部 9,725 標準 9,262		
障害児相談支援整備加算		都市部 6,951 標準 6,620		
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部 4,629 標準 4,409		
避難スペース整備加算		都市部 26,839 標準 25,561		
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部 20,054 標準 19,099		
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部 6,951 標準 6,620		
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		都市部 4,629 標準 4,409		
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部 26,839 標準 25,561		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■交付要綱8 (3) に掲げる事業（障害児施設等）

(1施設あたり)

事業（施設）の種類		交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部 72,751 標準 69,287	
		21人 ～ 40人	都市部 146,106 標準 139,148	
		41人 ～ 60人	都市部 243,585 標準 231,986	
		61人 ～ 80人	都市部 342,798 標準 326,475	
		81人 ～ 100人	都市部 441,107 標準 420,102	
		101人 ～ 120人	都市部 539,265 標準 513,585	
		121人以上	都市部 637,498 標準 607,141	
		訓練事業等整備加算	都市部 30,835 標準 29,366	
	大規模訓練設備等整備加算	都市部 101,550 標準 96,715		
	短期入所整備加算	都市部 8,368 標準 7,970		
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 9,725 標準 9,262		
	障害児相談支援整備加算	都市部 6,951 標準 6,620		
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 4,629 標準 4,409		
	小規模グループケア整備加算	都市部 14,927 標準 14,216		
	避難スペース整備加算	都市部 26,839 標準 25,561		
	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部 40,032 標準 38,126
			21人 ～ 40人	都市部 80,592 標準 76,754
			41人 ～ 60人	都市部 134,571 標準 128,163
			61人 ～ 80人	都市部 189,078 標準 180,074
			81人 ～ 100人	都市部 243,585 標準 231,986
101人 ～ 120人			都市部 297,414 標準 283,251	
121人以上			都市部 352,071 標準 335,306	
訓練事業等整備加算			都市部 30,835 標準 29,366	
大規模訓練設備等整備加算		都市部 101,550 標準 96,715		
短期入所整備加算		都市部 8,368 標準 7,970		
発達障害者支援センター整備加算		都市部 9,725 標準 9,262		
障害児相談支援整備加算		都市部 6,951 標準 6,620		
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部 4,629 標準 4,409		
避難スペース整備加算		都市部 26,839 標準 25,561		
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部 20,054 標準 19,099		
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部 6,951 標準 6,620		
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		都市部 4,629 標準 4,409		
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部 26,839 標準 25,561		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

新

旧

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1人当たり	5,602
初度設備相当加算	1人当たり	616
乳児院本体	1人当たり	3,142
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	81
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	37
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,063
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,513
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	864
初度設備相当加算	1人当たり	70
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	754
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,084
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,901
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	12,796
初度設備相当加算	1世帯当たり	91
心理療法室整備加算	1施設当たり	28,702
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	7,034
初度設備相当加算	1世帯当たり	79
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,219
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,749
初度設備相当加算	1人当たり	24

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で子ども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 7 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1人当たり	5,602
初度設備相当加算	1人当たり	616
乳児院本体	1人当たり	3,142
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	81
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	37
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,063
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,513
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	864
初度設備相当加算	1人当たり	70
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	754
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,084
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,901
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	12,796
初度設備相当加算	1世帯当たり	91
心理療法室整備加算	1施設当たり	28,702
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	7,034
初度設備相当加算	1世帯当たり	79
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,219
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,749
初度設備相当加算	1人当たり	24

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で子ども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 7 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

		(1施設あたり)		
事業（施設）の種類		交付基礎点数		
障害児入所施設 (主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。)	本体	利用定員 20人 以下	都市部 96,982 標準 92,364	
		21人 ~ 40人	都市部 194,868 標準 185,589	
		41人 ~ 60人	都市部 324,780 標準 309,314	
		61人 ~ 80人	都市部 457,044 標準 435,280	
		81人 ~ 100人	都市部 588,132 標準 560,126	
		101人 ~ 120人	都市部 719,040 標準 684,800	
		121人以上	都市部 849,947 標準 809,473	
		訓練事業等整備加算	都市部 41,163 標準 39,203	
	大規模生産設備等整備加算	都市部 135,431 標準 128,982		
	短期入所整備加算	都市部 11,218 標準 10,684		
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 13,027 標準 12,407		
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 9,228 標準 8,788		
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 6,170 標準 5,876		
	小規模グループケア整備加算	都市部 19,903 標準 18,955		
	避難スペース整備加算	都市部 35,735 標準 34,033		
	障害児入所施設 (主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ)を入所させるものに限る。)	本体	利用定員 20人 以下	都市部 104,762 標準 99,773
			21人 ~ 40人	都市部 210,429 標準 200,408
			41人 ~ 60人	都市部 350,835 標準 334,128
			61人 ~ 80人	都市部 493,593 標準 470,089
			81人 ~ 100人	都市部 635,176 標準 604,929
101人 ~ 120人			都市部 776,577 標準 739,597	
121人以上			都市部 917,979 標準 874,266	
訓練事業等整備加算			都市部 44,420 標準 42,305	
大規模訓練設備等整備加算		都市部 146,287 標準 139,321		
短期入所整備加算		都市部 12,123 標準 11,545		
障害児相談支援整備加算		都市部 9,951 標準 9,478		
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部 6,667 標準 6,350		
小規模グループケア整備加算		都市部 21,441 標準 20,420		
避難スペース整備加算		都市部 38,630 標準 36,790		
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部 26,688 標準 25,417		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

		(1施設あたり)		
事業（施設）の種類		交付基礎点数		
障害児入所施設 (主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。)	本体	利用定員 20人 以下	都市部 96,982 標準 92,364	
		21人 ~ 40人	都市部 194,868 標準 185,589	
		41人 ~ 60人	都市部 324,780 標準 309,314	
		61人 ~ 80人	都市部 457,044 標準 435,280	
		81人 ~ 100人	都市部 588,132 標準 560,126	
		101人 ~ 120人	都市部 719,040 標準 684,800	
		121人以上	都市部 849,947 標準 809,473	
		訓練事業等整備加算	都市部 41,163 標準 39,203	
	大規模生産設備等整備加算	都市部 135,431 標準 128,982		
	短期入所整備加算	都市部 11,218 標準 10,684		
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 13,027 標準 12,407		
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 9,228 標準 8,788		
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 6,170 標準 5,876		
	小規模グループケア整備加算	都市部 19,903 標準 18,955		
	避難スペース整備加算	都市部 35,735 標準 34,033		
	障害児入所施設 (主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ)を入所させるものに限る。)	本体	利用定員 20人 以下	都市部 104,762 標準 99,773
			21人 ~ 40人	都市部 210,429 標準 200,408
			41人 ~ 60人	都市部 350,835 標準 334,128
			61人 ~ 80人	都市部 493,593 標準 470,089
			81人 ~ 100人	都市部 635,176 標準 604,929
101人 ~ 120人			都市部 776,577 標準 739,597	
121人以上			都市部 917,979 標準 874,266	
訓練事業等整備加算			都市部 44,420 標準 42,305	
大規模訓練設備等整備加算		都市部 146,287 標準 139,321		
短期入所整備加算		都市部 12,123 標準 11,545		
障害児相談支援整備加算		都市部 9,951 標準 9,478		
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部 6,667 標準 6,350		
小規模グループケア整備加算		都市部 21,441 標準 20,420		
避難スペース整備加算		都市部 38,630 標準 36,790		
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部 26,688 標準 25,417		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

新

旧

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	3,142
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	81
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	37
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,063
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,513
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	864
初度設備相当加算	1人当たり	70
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	754
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,084
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,901
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,687
初度設備相当加算	1人当たり	81
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,896
心理療法室整備加算	1施設当たり	39,212
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,901
通所部門整備加算	1人当たり	2,372
初度設備相当加算	1人当たり	67

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	3,142
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	81
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	37
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,063
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,513
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	864
初度設備相当加算	1人当たり	70
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	754
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,084
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,901
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,687
初度設備相当加算	1人当たり	81
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,896
心理療法室整備加算	1施設当たり	39,212
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,901
通所部門整備加算	1人当たり	2,372
初度設備相当加算	1人当たり	67

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

新

■ 交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	96,982	
			標準	92,364	
		21人 ~ 40人	都市部	194,868	
			標準	185,589	
		41人 ~ 60人	都市部	324,780	
			標準	309,314	
		61人 ~ 80人	都市部	457,044	
			標準	435,280	
		81人 ~ 100人	都市部	588,132	
			標準	560,126	
		101人 ~ 120人	都市部	719,040	
			標準	684,800	
		121人 以上	都市部	849,947	
			標準	809,473	
		訓練事業等整備加算		都市部	41,163
				標準	39,203
大規模訓練設備等整備加算		都市部	135,431		
		標準	128,982		
短期入所整備加算		都市部	11,218		
		標準	10,684		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,027		
		標準	12,407		
障害児相談支援整備加算		都市部	9,228		
		標準	8,788		
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,170		
		標準	5,876		
小規模グループケア整備加算		都市部	19,903		
		標準	18,955		
避難スペース整備加算		都市部	35,735		
		標準	34,033		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

旧

■ 交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	96,982	
			標準	92,364	
		21人 ~ 40人	都市部	194,868	
			標準	185,589	
		41人 ~ 60人	都市部	324,780	
			標準	309,314	
		61人 ~ 80人	都市部	457,044	
			標準	435,280	
		81人 ~ 100人	都市部	588,132	
			標準	560,126	
		101人 ~ 120人	都市部	719,040	
			標準	684,800	
		121人 以上	都市部	849,947	
			標準	809,473	
		訓練事業等整備加算		都市部	41,163
				標準	39,203
大規模訓練設備等整備加算		都市部	135,431		
		標準	128,982		
短期入所整備加算		都市部	11,218		
		標準	10,684		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,027		
		標準	12,407		
障害児相談支援整備加算		都市部	9,228		
		標準	8,788		
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,170		
		標準	5,876		
小規模グループケア整備加算		都市部	19,903		
		標準	18,955		
避難スペース整備加算		都市部	35,735		
		標準	34,033		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

■ 交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	193,978	
			標準	184,741	
		41人～60人	都市部	323,122	
			標準	307,735	
		61人～80人	都市部	454,602	
			標準	432,954	
		81人～100人	都市部	584,876	
			標準	557,024	
		101人～120人	都市部	715,300	
			標準	681,238	
		121人以上	都市部	845,423	
			標準	805,165	
	訓練事業等整備加算			都市部	40,861
				標準	38,916
	短期入所整備加算			都市部	9,273
				標準	8,831
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	12,816
				標準	12,206
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	107,431	
			標準	102,315	
		41人～60人	都市部	178,900	
			標準	170,381	
		61人～80人	都市部	251,426	
			標準	239,453	
		81人～100人	都市部	324,102	
			標準	308,668	
		101人～120人	都市部	395,722	
			標準	376,878	
		121人以上	都市部	468,247	
			標準	445,950	
	訓練事業等整備加算			都市部	40,786
				標準	38,844
	短期入所整備加算			都市部	11,158
				標準	10,626
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	12,816
				標準	12,206

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
（こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■ 交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	193,978	
			標準	184,741	
		41人～60人	都市部	323,122	
			標準	307,735	
		61人～80人	都市部	454,602	
			標準	432,954	
		81人～100人	都市部	584,876	
			標準	557,024	
		101人～120人	都市部	715,300	
			標準	681,238	
		121人以上	都市部	845,423	
			標準	805,165	
	訓練事業等整備加算			都市部	40,861
				標準	38,916
	短期入所整備加算			都市部	9,273
				標準	8,831
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	12,816
				標準	12,206
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	107,431	
			標準	102,315	
		41人～60人	都市部	178,900	
			標準	170,381	
		61人～80人	都市部	251,426	
			標準	239,453	
		81人～100人	都市部	324,102	
			標準	308,668	
		101人～120人	都市部	395,722	
			標準	376,878	
		121人以上	都市部	468,247	
			標準	445,950	
	訓練事業等整備加算			都市部	40,786
				標準	38,844
	短期入所整備加算			都市部	11,158
				標準	10,626
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	12,816
				標準	12,206

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
（こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

新

旧

■ 交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

■ 交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	9,323
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,852
初度設備相当加算	1人当たり	80
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	682
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,364
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	2,046
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258
助産施設本体	1人当たり	4,930
初度設備相当加算	1人当たり	542
乳児院本体	1人当たり	3,110
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	80
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	37
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,032
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	855
初度設備相当加算	1人当たり	69
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	746
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,073
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,852
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	11,260
初度設備相当加算	1世帯当たり	80
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	6,190
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,073
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,539
初度設備相当加算	1人当たり	21

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	9,323
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,852
初度設備相当加算	1人当たり	80
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	682
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,364
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	2,046
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258
助産施設本体	1人当たり	4,930
初度設備相当加算	1人当たり	542
乳児院本体	1人当たり	3,110
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	80
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	37
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,032
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	855
初度設備相当加算	1人当たり	69
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	746
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,073
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,852
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	11,260
初度設備相当加算	1世帯当たり	80
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	6,190
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,073
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,539
初度設備相当加算	1人当たり	21

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	<u>31,019</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,454</u>
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	<u>6,574</u>
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	<u>23,759</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,454</u>
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	<u>6,574</u>
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	<u>46,729</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,454</u>
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	<u>6,574</u>
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	<u>62,346</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>4,441</u>
移動型児童館用車両	1施設当たり	<u>5,497</u>
児童養護施設本体	1人当たり	4,759
初度設備相当加算	1人当たり	80
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	7,387
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,741
初度設備相当加算	1人当たり	69
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	1,073
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	279
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,852
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,630
初度設備相当加算	1人当たり	80
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,827
心理療法室整備加算	1施設当たり	38,820
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,852
通所部門整備加算	1人当たり	2,348
初度設備相当加算	1人当たり	66

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	<u>20,679</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1,636</u>
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	<u>4,382</u>
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	<u>15,839</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1,636</u>
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	<u>4,382</u>
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	<u>31,153</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1,636</u>
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	<u>4,382</u>
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	<u>41,564</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,961</u>
移動型児童館用車両	1施設当たり	<u>2,443</u>
児童養護施設本体	1人当たり	4,759
初度設備相当加算	1人当たり	80
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	7,387
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,741
初度設備相当加算	1人当たり	69
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	1,073
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	279
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,852
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,630
初度設備相当加算	1人当たり	80
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,827
心理療法室整備加算	1施設当たり	38,820
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,852
通所部門整備加算	1人当たり	2,348
初度設備相当加算	1人当たり	66

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	6,687
初度設備相当加算	1人当たり	80
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	7,869
心理療教室整備加算	1施設当たり	25,258
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,852
通所部門整備加算	1人当たり	2,348
初度設備相当加算	1人当たり	66
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	6,765
初度設備相当加算	1人当たり	80
児童自立生活援助事業所	1人当たり	6,174
初度設備相当加算	1人当たり	80
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	12,535
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	12,535
一時預かり事業所	1施設当たり	12,535
子育て短期支援事業所	1人当たり	6,765
初度設備相当加算	1人当たり	80
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	12,535
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
居室等整備加算	1世帯当たり	6,190
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	12,535
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
居室等整備加算	1世帯当たり	6,190
児童育成支援拠点事業所	1施設当たり	12,535
こども家庭センター	1施設当たり	12,535
利用者支援事業所	1施設当たり	12,535
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	15,335
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	12,535

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	6,687
初度設備相当加算	1人当たり	80
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	7,869
心理療教室整備加算	1施設当たり	25,258
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,852
通所部門整備加算	1人当たり	2,348
初度設備相当加算	1人当たり	66
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	6,765
初度設備相当加算	1人当たり	80
児童自立生活援助事業所	1人当たり	6,174
初度設備相当加算	1人当たり	80
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	12,535
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	12,535
一時預かり事業所	1施設当たり	12,535
利用者支援事業所	1施設当たり	12,535
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	15,335
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	12,535

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設については3分の1)以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。

■ 交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数			
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	193,978		
			標準	184,741		
		41人～60人	都市部	323,122		
			標準	307,735		
		61人～80人	都市部	454,602		
			標準	432,954		
		81人～100人	都市部	584,876		
			標準	557,024		
		101人～120人	都市部	715,300		
			標準	681,238		
		121人以上	都市部	845,423		
			標準	805,165		
		訓練事業等整備加算			都市部	40,861
					標準	38,916
	短期入所整備加算			都市部	9,273	
				標準	8,831	
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	12,816	
				標準	12,206	
	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	107,431	
				標準	102,315	
41人～60人			都市部	178,900		
			標準	170,381		
61人～80人			都市部	251,426		
			標準	239,453		
81人～100人			都市部	324,102		
			標準	308,668		
101人～120人			都市部	395,722		
			標準	376,878		
121人以上			都市部	468,247		
			標準	445,950		
訓練事業等整備加算			都市部	40,786		
			標準	38,844		
短期入所整備加算			都市部	11,158		
			標準	10,626		
発達障害者支援センター整備加算			都市部	12,816		
			標準	12,206		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
（こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■ 交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数			
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	193,978		
			標準	184,741		
		41人～60人	都市部	323,122		
			標準	307,735		
		61人～80人	都市部	454,602		
			標準	432,954		
		81人～100人	都市部	584,876		
			標準	557,024		
		101人～120人	都市部	715,300		
			標準	681,238		
		121人以上	都市部	845,423		
			標準	805,165		
		訓練事業等整備加算			都市部	40,861
					標準	38,916
	短期入所整備加算			都市部	9,273	
				標準	8,831	
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	12,816	
				標準	12,206	
	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	107,431	
				標準	102,315	
41人～60人			都市部	178,900		
			標準	170,381		
61人～80人			都市部	251,426		
			標準	239,453		
81人～100人			都市部	324,102		
			標準	308,668		
101人～120人			都市部	395,722		
			標準	376,878		
121人以上			都市部	468,247		
			標準	445,950		
訓練事業等整備加算			都市部	40,786		
			標準	38,844		
短期入所整備加算			都市部	11,158		
			標準	10,626		
発達障害者支援センター整備加算			都市部	12,816		
			標準	12,206		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
（こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■公害防止対策事業として行う場合（障害児施設等）

(1施設あたり)

事業（施設）の種類		交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	82,058
			標準	76,191
		21人 ～ 40人	都市部	164,913
			標準	153,122
		41人 ～ 60人	都市部	274,881
			標準	255,229
		61人 ～ 80人	都市部	386,764
			標準	359,112
	81人 ～ 100人	都市部	497,689	
		標準	462,107	
	101人 ～ 120人	都市部	608,455	
		標準	564,954	
	121人 以上	都市部	719,301	
		標準	667,875	
	訓練事業等整備加算		都市部	34,769
			標準	32,283
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	114,594
			標準	106,401
	短期入所整備加算		都市部	9,490
			標準	8,811
発達障害者支援センター整備加算		都市部	11,005	
		標準	10,218	
障害児相談支援整備加算		都市部	7,847	
		標準	7,286	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,223	
		標準	4,850	
小規模グループケア整備加算		都市部	16,826	
		標準	15,623	
避難スペース整備加算		都市部	30,303	
		標準	28,137	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人 以下	都市部	45,136
			標準	41,909
		21人 ～ 40人	都市部	90,909
			標準	84,410
		41人 ～ 60人	都市部	151,835
			標準	140,979
		61人 ～ 80人	都市部	213,318
			標準	198,067
	81人 ～ 100人	都市部	274,881	
		標準	255,229	
	101人 ～ 120人	都市部	335,567	
		標準	311,576	
	121人 以上	都市部	397,210	
		標準	368,812	
	訓練事業等整備加算		都市部	34,769
			標準	32,283
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	114,594
			標準	106,401
	短期入所整備加算		都市部	9,490
			標準	8,811
発達障害者支援センター整備加算		都市部	11,005	
		標準	10,218	
障害児相談支援整備加算		都市部	7,847	
		標準	7,286	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,223	
		標準	4,850	
避難スペース整備加算		都市部	30,303	
		標準	28,137	

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■公害防止対策事業として行う場合（障害児施設等）

(1施設あたり)

事業（施設）の種類		交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	82,058
			標準	76,191
		21人 ～ 40人	都市部	164,913
			標準	153,122
		41人 ～ 60人	都市部	274,881
			標準	255,229
		61人 ～ 80人	都市部	386,764
			標準	359,112
	81人 ～ 100人	都市部	497,689	
		標準	462,107	
	101人 ～ 120人	都市部	608,455	
		標準	564,954	
	121人 以上	都市部	719,301	
		標準	667,875	
	訓練事業等整備加算		都市部	34,769
			標準	32,283
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	114,594
			標準	106,401
	短期入所整備加算		都市部	9,490
			標準	8,811
発達障害者支援センター整備加算		都市部	11,005	
		標準	10,218	
障害児相談支援整備加算		都市部	7,847	
		標準	7,286	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,223	
		標準	4,850	
小規模グループケア整備加算		都市部	16,826	
		標準	15,623	
避難スペース整備加算		都市部	30,303	
		標準	28,137	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人 以下	都市部	45,136
			標準	41,909
		21人 ～ 40人	都市部	90,909
			標準	84,410
		41人 ～ 60人	都市部	151,835
			標準	140,979
		61人 ～ 80人	都市部	213,318
			標準	198,067
	81人 ～ 100人	都市部	274,881	
		標準	255,229	
	101人 ～ 120人	都市部	335,567	
		標準	311,576	
	121人 以上	都市部	397,210	
		標準	368,812	
	訓練事業等整備加算		都市部	34,769
			標準	32,283
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	114,594
			標準	106,401
	短期入所整備加算		都市部	9,490
			標準	8,811
発達障害者支援センター整備加算		都市部	11,005	
		標準	10,218	
障害児相談支援整備加算		都市部	7,847	
		標準	7,286	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,223	
		標準	4,850	
避難スペース整備加算		都市部	30,303	
		標準	28,137	

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

新

旧

■交付基礎点数表（児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合）
（削除）

■交付基礎点数表（児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合）

	単位	交付基礎点数
<u>乳児院本体</u>	<u>1人当たり</u>	<u>3,142</u>
<u>初度設備相当加算（30人以下）</u>	<u>1人当たり</u>	<u>81</u>
<u>初度設備相当加算（30人を超える部分）</u>	<u>1人当たり</u>	<u>37</u>
<u>小規模グループケア整備加算</u>	<u>1グループケア 当たり</u>	<u>3,063</u>
<u>心理療法室整備加算</u>	<u>1施設当たり</u>	<u>25,513</u>
<u>子育て短期支援事業のための居室等 整備加算</u>	<u>1人当たり</u>	<u>864</u>
<u>初度設備相当加算</u>	<u>1人当たり</u>	<u>70</u>
<u>年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算</u>	<u>1人当たり</u>	<u>754</u>
<u>病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合</u>	<u>1人当たり</u>	<u>1,084</u>
<u>親子生活訓練室整備加算</u>	<u>1世帯当たり</u>	<u>4,901</u>
<u>児童養護施設本体</u>	<u>1人当たり</u>	<u>4,807</u>
<u>初度設備相当加算</u>	<u>1人当たり</u>	<u>81</u>
<u>小規模グループケア整備加算</u>	<u>1グループケア 当たり</u>	<u>7,462</u>
<u>心理療法室整備加算</u>	<u>1施設当たり</u>	<u>25,513</u>
<u>子育て短期支援事業のための居室等整備加算</u>	<u>1人当たり</u>	<u>1,759</u>
<u>初度設備相当加算</u>	<u>1人当たり</u>	<u>70</u>
<u>病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合</u>	<u>1人当たり</u>	<u>1,084</u>
<u>乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合</u>	<u>1人当たり</u>	<u>282</u>
<u>親子生活訓練室整備加算</u>	<u>1世帯当たり</u>	<u>4,901</u>

- （注）1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で子ども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 乳児院、児童養護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 6 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

新

旧

■交付基礎点数表（産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合）
(削除)

■交付基礎点数表（産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合）

	単位	交付基礎点数
<u>産後ケア事業を行う施設</u>	<u>1施設当たり</u>	<u>15,490</u>

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

新

旧

■解体撤去交付基礎点数

施設名	単位	標準	沖縄復興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	120	-	-	158	-	-	-	二
助産施設	1人当たり	194	291	-	256	-	-	-	二
乳児院	1人当たり	113	150	150	149	150	-	-	二
母子生活支援施設	1世帯当たり	414	622	-	547	-	-	-	二
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	827	-	-	1,637	-	-	-	1,240
児童センター	1施設当たり	1,245	-	-	2,465	-	-	-	1,868
大型児童センター	1施設当たり	1,664	-	-	3,296	-	-	-	2,497
児童養護施設	1人当たり	175	-	-	231	234	-	-	二
児童心理治療施設本体	1人当たり	201	-	268	265	-	-	-	二
児童自立支援施設	1人当たり	253	-	-	334	-	-	-	二
児童家庭支援センター	1施設当たり	590	-	-	-	-	-	-	二
里親支援センター	1施設当たり	590	-	-	-	-	-	-	二
職員養成施設	1人当たり	106	-	-	-	-	-	-	二
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	443	-	-	584	-	-	-	二
児童自立生活援助事業所	1人当たり	394	-	-	521	-	-	-	二
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-	二
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-	二
一時預かり事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-	二
子育て短期支援事業所	1人当たり	540	二	二	713	二	二	二	二
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	540	二	二	713	二	二	二	二
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	540	二	二	713	二	二	二	二
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	540	二	二	713	二	二	二	二
子ども家庭センター	1世帯当たり	540	二	二	713	二	二	二	二
利用者支援事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-	二
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	590	-	-	779	-	787	-	二
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	540	-	-	713	-	-	-	二
障害児入所施設	1施設当たり	8,688	17,663 15,509	11,632	11,560	-	-	9,552	二
障害児入所施設(都市部)	1施設当たり	9,122	18,546 16,284	12,213	12,138	-	-	10,029	二
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	4,365	15,509	5,816	5,600	-	-	4,798	二
障害児施設(障害児入所施設を除く)(都市部)	1施設当たり	4,584	16,284	6,107	5,880	-	-	5,038	二

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄復興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 A型児童館及びB型児童館については、子ども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
 4 障害児入所施設における沖縄復興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■解体撤去交付基礎点数

施設名	単位	標準	沖縄復興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合	産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	120	-	-	158	-	-	-
助産施設	1人当たり	194	291	-	256	-	-	-
乳児院	1人当たり	113	150	150	149	150	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	414	622	-	547	-	-	-
児童厚生施設本体								
小型児童館	1施設当たり	827	-	-	1,091	-	-	-
児童センター	1施設当たり	1,245	-	-	1,643	-	-	-
大型児童センター	1施設当たり	1,664	-	-	2,197	-	-	-
児童養護施設	1人当たり	175	-	-	231	234	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	201	-	268	265	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	253	-	-	334	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	590	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	106	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	443	-	-	584	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	394	-	-	521	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	590	-	-	779	-	787	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	540	-	-	713	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	8,688	17,663 15,509	11,632	11,560	-	-	9,552
障害児入所施設(都市部)	1施設当たり	9,122	18,546 16,284	12,213	12,138	-	-	10,029
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	4,365	15,509	5,816	5,600	-	-	4,798
障害児施設(障害児入所施設を除く)(都市部)	1施設当たり	4,584	16,284	6,107	5,880	-	-	5,038

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄復興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合(児童厚生施設を除く)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 A型児童館及びB型児童館については、子ども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
 4 障害児入所施設における沖縄復興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

新

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

施設名	単位	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	216	-	-	286	-	-	-	=
助産施設	1人当たり	364	546	-	480	-	-	-	=
乳児院	1人当たり	201	302	268	265	268	-	-	=
母子生活支援施設	1世帯当たり	752	1,129	-	993	-	-	-	=
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	1,234	-	-	2,444	-	-	-	1,994
児童センター	1施設当たり	1,860	-	-	3,683	-	-	-	3,005
大型児童センター	1施設当たり	2,484	-	-	4,920	-	-	-	4,014
児童養護施設	1人当たり	313	-	-	413	417	-	-	=
児童心理治療施設本体	1人当たり	379	-	505	500	-	-	-	=
児童自立支援施設	1人当たり	446	-	-	589	-	-	-	=
児童家庭支援センター	1施設当たり	1,049	-	-	-	-	-	-	=
里親支援センター	1施設当たり	1,049	=	=	=	=	=	=	=
職員養成施設	1人当たり	194	-	-	-	-	-	-	=
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,846	-	-	2,437	-	-	-	=
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,638	-	-	2,163	-	-	-	=
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	=
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	=
一時預かり事業所	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	=
子育て短期支援事業所	1人当たり	1,846	=	=	2,437	=	=	=	=
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	959	=	=	1,266	=	=	=	=
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	959	=	=	1,266	=	=	=	=
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	959	=	=	1,266	=	=	=	=
子ども家庭センター	1世帯当たり	959	=	=	1,266	=	=	=	=
利用者支援事業所	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	=
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	1,049	-	-	1,385	-	1,399	-	=
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	=
障害児入所施設	1施設当たり	15,940	22,919	21,195	21,109	-	-	17,474	=
障害児入所施設(都市部)	1施設当たり	16,737	22,320	20,640	20,600	-	-	17,050	=
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	7,611	10,167	10,167	10,052	-	-	8,367	=
障害児施設(障害児入所施設を除く)(都市部)	1施設当たり	7,991	10,675	10,675	10,555	-	-	8,785	=

(注) 1 豪雪対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 A型児童館及びB型児童館については、子ども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
 4 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

旧

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

施設名	単位	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合	産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	216	-	-	286	-	-	-
助産施設	1人当たり	364	546	-	480	-	-	-
乳児院	1人当たり	201	302	268	265	268	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	752	1,129	-	993	-	-	-
児童厚生施設本体								
小型児童館	1施設当たり	1,234	-	-	1,629	-	-	-
児童センター	1施設当たり	1,860	-	-	2,455	-	-	-
大型児童センター	1施設当たり	2,484	-	-	3,280	-	-	-
児童養護施設	1人当たり	313	-	-	413	417	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	379	-	505	500	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	446	-	-	589	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	1,049	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	194	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,846	-	-	2,437	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,638	-	-	2,163	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	1,049	-	-	1,385	-	1,399	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	959	-	-	1,266	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	15,940	22,919	21,195	21,109	-	-	17,474
障害児入所施設(都市部)	1施設当たり	16,737	22,320	20,640	20,600	-	-	17,050
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	7,611	10,167	10,167	10,052	-	-	8,367
障害児施設(障害児入所施設を除く)(都市部)	1施設当たり	7,991	10,675	10,675	10,555	-	-	8,785

(注) 1 豪雪対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 A型児童館及びB型児童館については、子ども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
 4 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標 準	地震対策緊急整備事業計画、 地震防災緊急事業五箇年計画 に基づく事業の場合
児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	37,810	-
児童心理治療施設	-	50,418

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、 <u>社会的養護自立支援拠点事業所</u> 、 <u>妊産婦等生活援助事業所</u> 、 <u>児童育成支援拠点事業所</u> 、 <u>こども家庭センター</u> 、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点以外）	14,645	19,523
初度設備相当加算	796	2,082
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、 <u>社会的養護自立支援拠点事業所</u> 、 <u>妊産婦等生活援助事業所</u> 、 <u>児童育成支援拠点事業所</u> 、 <u>こども家庭センター</u> 、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点）	6,610	

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（こ成事第435号令和5年8月22日）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	19,523	13,019
初度設備相当加算	3,475	2,315

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

	スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)	
基準点数（1㎡当たり）	乳児院	10
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	1,879
	障害児入所施設	15
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,218
	障害児入所施設（延べ床面積1,000㎡以上の平屋建て）	29
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,218
	障害児入所施設、児童厚生施設及び乳児院以外の児童福祉施設	7
	児童厚生施設	4

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標 準	地震対策緊急整備事業計画、 地震防災緊急事業五箇年計画 に基づく事業の場合
児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	37,810	-
児童心理治療施設	-	50,418

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点以外）	14,645	19,523
初度設備相当加算	796	2,082
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点）	6,610	

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（こ成事第435号令和5年8月22日）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	19,523	13,019
初度設備相当加算	3,475	2,315

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

	スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)	
基準点数（1㎡当たり）	乳児院	10
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	1,879
	障害児入所施設	15
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,218
	障害児入所施設（延べ床面積1,000㎡以上の平屋建て）	29
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,218
	障害児入所施設、児童厚生施設及び乳児院以外の児童福祉施設	7
	児童厚生施設	4

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

新

旧

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)		
基準点数	屋内消火栓設備 (児童福祉施設等)	
	基本点数	3,048
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	157
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	235
	屋内消火栓設備 (障害児施設等)	
	基本点数	359
	㎡当たり加算	1
屋内消火栓箱設置数による加算	185	
パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	278	

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)	
基準点数 (1施設あたり)	121

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)		
基準点数	屋内消火栓設備 (児童福祉施設等)	
	基本点数	3,048
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	157
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	235
	屋内消火栓設備 (障害児施設等)	
	基本点数	359
	㎡当たり加算	1
屋内消火栓箱設置数による加算	185	
パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	278	

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)	
基準点数 (1施設あたり)	121

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

新

旧

■特殊附帯工事 交付基礎点数

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
標準 (児童厚生施設、 <u>児童育成支援拠点事業所</u> 、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、 <u>社会的養護自立支援拠点事業所</u> 、 <u>妊産婦等生活援助事業所</u> 、 <u>子ども家庭センター</u> 、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	9,390	-	-	-	-	-	=
児童厚生施設	6,233	-	-	12,341	-	-	10,069
<u>児童育成支援拠点事業所</u>	9,049	=	=	11,944	=	=	=
子育て支援のための拠点施設	9,049	-	-	11,944	-	-	=
地域子育て支援拠点事業所	9,049	-	-	11,944	-	-	=
一時預かり事業所	9,049	-	-	11,944	-	-	=
<u>社会的養護自立支援拠点事業所</u>	9,049	=	=	11,944	=	=	=
<u>妊産婦等生活援助事業所</u>	9,049	=	=	11,944	=	=	=
<u>子ども家庭センター</u>	9,049	=	=	11,944	=	=	=
利用者支援事業所	9,049	-	-	11,944	-	-	=
市区町村子ども家庭総合支援拠点	9,049	-	-	11,944	-	-	=
乳児院	-	12,521	-	-	-	-	=
助産施設、母子生活支援施設	-	14,086	-	-	-	-	=
乳児院、児童心理治療施設	-	-	12,521	-	-	-	=
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、 <u>子育て短期支援事業所</u> 、産後ケア事業を行う施設、	-	-	-	12,395	-	-	=
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	12,521	-	=
産後ケア事業を行う施設	-	-	-	-	-	12,521	=
福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児）	9,118	-	-	-	-	-	=

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■特殊附帯工事 交付基礎点数

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合	産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合
標準 (児童厚生施設、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	9,390	-	-	-	-	-
児童厚生施設	6,233	-	-	8,227	-	-
子育て支援のための拠点施設	9,049	-	-	11,944	-	-
地域子育て支援拠点事業所	9,049	-	-	11,944	-	-
一時預かり事業所	9,049	-	-	11,944	-	-
利用者支援事業所	9,049	-	-	11,944	-	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	9,049	-	-	11,944	-	-
乳児院	-	12,521	-	-	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	14,086	-	-	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	12,521	-	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、産後ケア事業を行う施設	-	-	-	12,395	-	-
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	12,521	-
産後ケア事業を行う施設	-	-	-	-	-	12,521
福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児）	9,118	-	-	-	-	-

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

新

旧

■定期借地権設定のための一時金加算

	単価（1施設あたり）
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所、 <u>里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所</u>	児童福祉施設等の設置に必要な土地について、当該施設等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1に別添1-4に定める国の負担割合を乗じた額を1,000で除して得た交付基礎点数（小数点以下は切り捨て）

■定期借地権設定のための一時金加算

	単価（1施設あたり）
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所	児童福祉施設等の設置に必要な土地について、当該施設等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1に別添1-4に定める国の負担割合を乗じた額を1,000で除して得た交付基礎点数（小数点以下は切り捨て）

新

旧

別表3

算 定 基 準
(そ の 他 施 設)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。 こども家庭庁長官が必要と認めた面積 鉄筋 こども家庭庁長官が必要と認めた点数 ブロック こども家庭庁長官が必要と認めた点数 木造 こども家庭庁長官が必要と認めた点数	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	別表1-4のとおり
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	こども家庭庁長官が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表3

算 定 基 準
(そ の 他 施 設)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。 こども家庭庁長官が必要と認めた面積 鉄筋 こども家庭庁長官が必要と認めた点数 ブロック こども家庭庁長官が必要と認めた点数 木造 こども家庭庁長官が必要と認めた点数	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	別表1-4のとおり
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	こども家庭庁長官が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

新

旧

別表 4

算 定 基 準
(余裕教室活用促進事業)

1 区分	2 基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表 2 に掲げる交付基礎点数とする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費	別表 1 - 4 のとおり

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表 4

算 定 基 準
(余裕教室活用促進事業)

1 区分	2 基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表 2 に掲げる交付基礎点数とする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費	別表 1 - 4 のとおり

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

新					旧				
別表5 算定基準 (耐震化等整備事業) 増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備					別表5 算定基準 (耐震化等整備事業) 増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備				
1区分	2種目	3基準	4対象経費	5負担割合	1区分	2種目	3基準	4対象経費	5負担割合
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p>	別表1-4のとおり	施設整備	本体工事費	<p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p>	別表1-4のとおり

新				旧			
	<p>ウ 一部改築</p> <p>「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」(成事第 433 号令和 5 年 8 月 22 日)により算出されたものを基準とする。</p> <p>エ 豪雪地帯対策特別措置法第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して 0.08 を乗じて得たものを加算する。</p>				<p>ウ 一部改築</p> <p>「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」(成事第 433 号令和 5 年 8 月 22 日)により算出されたものを基準とする。</p> <p>エ 豪雪地帯対策特別措置法第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して 0.08 を乗じて得たものを加算する。</p>		
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	別表 6 に掲げる 1 単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費		解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	別表 6 に掲げる 1 単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	
<p>(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。</p>				<p>(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。</p>			

新

旧

別表6 耐震化等整備事業

	単 位	交 付 基 礎 点 数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	8,033
助産施設本体	1 人 当 たり	5,266
乳児院本体	1 人 当 たり	4,324
母子生活支援施設本体	1 世 帯 当 たり	13,196
児童養護施設本体	1 人 当 たり	5,408
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	6,987
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,415
児童自立支援施設本体	1 人 当 たり	7,658
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,415

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
助産施設本体	1 人 当 たり	7,900
乳児院本体	1 人 当 たり	5,765
母子生活支援施設本体	1 人 当 たり	19,794

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
2 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
乳児院本体	1 人 当 たり	5,765
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	10,211
通所部門整備加算	1 人 当 たり	3,220

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

別表6 耐震化等整備事業

	単 位	交 付 基 礎 点 数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	8,033
助産施設本体	1 人 当 たり	5,266
乳児院本体	1 人 当 たり	4,324
母子生活支援施設本体	1 世 帯 当 たり	13,196
児童養護施設本体	1 人 当 たり	5,408
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	6,987
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,415
児童自立支援施設本体	1 人 当 たり	7,658
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,415

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、（児童厚生施設を除く。）は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
助産施設本体	1 人 当 たり	7,900
乳児院本体	1 人 当 たり	5,765
母子生活支援施設本体	1 人 当 たり	19,794

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
2 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
乳児院本体	1 人 当 たり	5,765
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	10,211
通所部門整備加算	1 人 当 たり	3,220

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

新

(地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

(1施設あたり)

事業(施設)の種類			交付基礎点数			
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	265,392		
			標準	246,418		
		41人～60人	都市部	442,072		
			標準	410,466		
		61人～80人	都市部	621,815		
			標準	577,358		
		81人～100人	都市部	799,887		
			標準	742,699		
		101人～120人	都市部	978,423		
			標準	908,471		
		121人以上	都市部	1,156,310		
			標準	1,073,640		
		訓練事業等整備加算			都市部	56,048
					標準	52,041
短期入所整備加算			都市部	12,620		
			標準	11,718		
発達障害者支援センター整備加算			都市部	17,538		
			標準	16,284		

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造の障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

旧

(地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

(1施設あたり)

事業(施設)の種類			交付基礎点数			
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	265,392		
			標準	246,418		
		41人～60人	都市部	442,072		
			標準	410,466		
		61人～80人	都市部	621,815		
			標準	577,358		
		81人～100人	都市部	799,887		
			標準	742,699		
		101人～120人	都市部	978,423		
			標準	908,471		
		121人以上	都市部	1,156,310		
			標準	1,073,640		
		訓練事業等整備加算			都市部	56,048
					標準	52,041
短期入所整備加算			都市部	12,620		
			標準	11,718		
発達障害者支援センター整備加算			都市部	17,538		
			標準	16,284		

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造の障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

新

旧

耐震化等整備事業

耐震化等整備事業

(1施設あたり)

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	199,044	
			標準	184,813	
41人 ~ 60人		都市部	331,508		
		標準	307,807		
61人 ~ 80人		都市部	466,369		
		標準	433,026		
81人 ~ 100人		都市部	599,915		
		標準	557,024		
101人 ~ 120人		都市部	733,771		
		標準	681,310		
121人 ~		都市部	867,240		
		標準	805,237		
訓練事業等整備加算			都市部	41,989	
			標準	38,987	
短期入所整備加算			都市部	9,511	
			標準	8,831	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	13,146	
			標準	12,206	

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	199,044	
			標準	184,813	
41人 ~ 60人		都市部	331,508		
		標準	307,807		
61人 ~ 80人		都市部	466,369		
		標準	433,026		
81人 ~ 100人		都市部	599,915		
		標準	557,024		
101人 ~ 120人		都市部	733,771		
		標準	681,310		
121人 ~		都市部	867,240		
		標準	805,237		
訓練事業等整備加算			都市部	41,989	
			標準	38,987	
短期入所整備加算			都市部	9,511	
			標準	8,831	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	13,146	
			標準	12,206	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
(こ成事第432号令と5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
(こ成事第432号令と5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

新

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

(1施設あたり)

事業(施設)の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	265,392	
			標準	246,418	
		41人 ~ 60人	都市部	442,072	
			標準	410,466	
		61人 ~ 80人	都市部	621,815	
			標準	577,358	
		81人 ~ 100人	都市部	799,887	
			標準	742,699	
		101人 ~ 120人	都市部	978,423	
			標準	908,471	
		121人 ~	都市部	1,156,310	
			標準	1,073,640	
		訓練事業等整備加算		都市部	56,048
				標準	52,041
短期入所整備加算		都市部	12,620		
		標準	11,718		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	17,538		
		標準	16,284		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

旧

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

(1施設あたり)

事業(施設)の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	265,392	
			標準	246,418	
		41人 ~ 60人	都市部	442,072	
			標準	410,466	
		61人 ~ 80人	都市部	621,815	
			標準	577,358	
		81人 ~ 100人	都市部	799,887	
			標準	742,699	
		101人 ~ 120人	都市部	978,423	
			標準	908,471	
		121人 ~	都市部	1,156,310	
			標準	1,073,640	
		訓練事業等整備加算		都市部	56,048
				標準	52,041
短期入所整備加算		都市部	12,620		
		標準	11,718		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	17,538		
		標準	16,284		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

新					旧							
■ 公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合					■ 公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合							
(1 施設あたり)					(1 施設あたり)							
事業（施設）の種類				交付基礎点数	事業（施設）の種類				交付基礎点数			
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	218,900	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	218,900			
			標準	203,250				標準	203,250			
		41人 ~ 60人	都市部	364,674	41人 ~ 60人		都市部	364,674				
			標準	338,602			標準	338,602				
		61人 ~ 80人	都市部	513,000	61人 ~ 80人		都市部	513,000				
			標準	476,323			標準	476,323				
		81人 ~ 100人	都市部	659,971	81人 ~ 100人		都市部	659,971				
			標準	612,786			標準	612,786				
		101人 ~ 120人	都市部	807,180	101人 ~ 120人		都市部	807,180				
			標準	749,471			標準	749,471				
		121人 以上	都市部	953,991	121人 以上		都市部	953,991				
			標準	885,785			標準	885,785				
		訓練事業等整備加算			都市部		46,252	訓練事業等整備加算			都市部	46,252
					標準		42,945				標準	42,945
	短期入所整備加算			都市部	10,447	短期入所整備加算			都市部	10,447		
				標準	9,700				標準	9,700		
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	14,434	発達障害者支援センター整備加算			都市部	14,434		
				標準	13,402				標準	13,402		
	<p>(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>					<p>(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>						

新

旧

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	156	-	-	-
助産施設	1人当たり	256	385	-	-
乳児院	1人当たり	150	201	201	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	549	823	-	-
児童養護施設	1人当たり	229	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	263	-	351	-
児童自立支援施設	1人当たり	328	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	11,632	17,663	15,509	12,736
			15,509		
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	12,213	18,546	16,284	13,372
			16,284		
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	281	-	-	-
助産施設	1人当たり	476	714	-	-
乳児院	1人当たり	263	351	351	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	993	1,489	-	-
児童養護施設	1人当たり	415	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	494	-	659	-
児童自立支援施設	1人当たり	590	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	21,181	32,310	28,260	23,324
			28,260		
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	22,240	33,926	29,673	24,490
			29,673		
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	156	-	-	-
助産施設	1人当たり	256	385	-	-
乳児院	1人当たり	150	201	201	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	549	823	-	-
児童養護施設	1人当たり	229	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	263	-	351	-
児童自立支援施設	1人当たり	328	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	11,632	17,663	15,509	12,736
			15,509		
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	12,213	18,546	16,284	13,372
			16,284		
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	281	-	-	-
助産施設	1人当たり	476	714	-	-
乳児院	1人当たり	263	351	351	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	993	1,489	-	-
児童養護施設	1人当たり	415	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	494	-	659	-
児童自立支援施設	1人当たり	590	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	21,181	32,310	28,260	23,324
			28,260		
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	22,240	33,926	29,673	24,490
			29,673		
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。